

警察監獄學會雜誌

第九號

版權

所有

目録

組合ニ依リ一ヶ月分ヲ取額メ收納スルモ妨ナシ

論説

○典獄の服制を定むるの必要を論ず
○警察執行務の厳正を論ず

小河滋次郎稿
八木秀太郎

雑報

○虎列刺の倡興
○假官制と大井氏
○就獄の特權
○會東府下に居る女刑罰の執行
○判對の模範
○門部警察の受業生
○新入監者の先づ入浴
○在監者の賄賂
○もろの車夫の監獄
○就出の受持巡査
○場屋の破壊
○監視の注意
○假免の上刺病
○福岡縣警察の近事

法令註解

問答

○巡回規則註解(承前)
○囚人にして包藏罪自首等に依り令狀を發せられ拘置監に入監せしもの所遇に付疑問
在群馬 廣瀬伊藤次

寄書

○在監人雷號施行方に就て(未完)
在群馬縣前橋監獄 福原三藏

雜錄

○刑法上の新案 岳洋居士
○囚人の教育上教師の必要を論ず 山東隱士識

統計

○在監人月未現在表
○飛騨譯

○伯爵ヴェードグレイ氏著英國獨國憲法及行政法補珍抄譯 蘇南陳生

○リヨン子氏著國々法中刑及刑の執行と稱する一節抄譯 坡上瀧史

官令

會告

元警察監獄學會々員並雜誌購讀者ニシテ本年六月三十日迄ニ改正警察監獄學會乙種會員タルヲ希望セサル旨通知無之諸君ハ乙種會員ト見做シテ名簿ニ登錄可致様兼テ及廣告置候處萬一其趣旨貫徹セス爲メニ切角講義錄及雜誌ヲ御送付致候テモ御返送相成候様ノ儀有之候テハ徒ラニ雙方ノ手數ト相成候ノミニ付更ニ九月十五日迄致延期同日ヲ過キ尙ホ乙種會員タルヲ希望セサル旨御通知無之向ハ斷然名簿ニ登記シ爾後講義錄及雜誌ヲ發送致候事ニ取計ヒ可申此段及廣告候也追テ更ニ本科別科講義錄又ハ雜誌ノ中一種若クハ別科講義錄ト雜誌ヲ購讀希望ノ向ハ本會ニ關係ナク磯村松元へ御注文相成可然候此段爲念申添候也

明治二十三年八月

謝告

本月分講義錄ハ講師ノ内旅行ノ向多ク何分ニモ原稿相揃ヒ不申荏苒延引相成候付無據先ツ雜誌ノミ發行ノコト致候尤講義錄モ準備畧々相整ヒ候付不日發行ノ運ヒニ相成可申候此段會員諸君ニ致謹告候也

八月三十日

發行人敬白

警察監獄學會

警察監獄學會規則

- 第一章 名目 第一條 本會ヲ名ケテ警察監獄學會ト稱ス
- 第二章 目的 第二條 本會ノ目的ハ警察及監獄ニ關スル學理及其應用ヲ講究スルニ在リ
- 第三章 會務 第三條 前章ノ目的ヲ達スルカ爲メ本會ニ於テ執行スヘキ至要ノ事項左ノ如シ
- 一 警察及監獄上緊要ノ事項ヲ研究審查スル事
- 二 警察及監獄ニ關スル事項ニ付各地方及外國各地ノ通信性度スル事
- 三 時々會員ノ集會ヲ開キ警察及監獄ニ關スル事項ヲ講談討論スル事
- 四 雜誌ノ類ヲ刊行シ本會ニ於テ研究審查シタル事項及會員ノ起草ニ係ル論說等ヲ登載シテ會員ニ頒ツ事
- 五 警察及監獄ニ關スル著述翻譯ニシテ有益ナル事ヲ認ムルモノハ之ヲ出版シテ廣ク頒布スル事
- 六 文庫ヲ設立シ警察及監獄ニ關スル内外ノ書籍新聞紙雜誌報告書等ヲ蒐集シ時宜ニ依リ之ヲ公開スル事
- 七 學校ヲ設立シ警察官及監獄官タラント欲スル者ヲ養成スル事
- 八 本會ハ警察又ハ監獄ニ關スル事業ニ就キ一ル者ヲ團體等ノ求メニ應ニ相當ノ助力ヲ與フルコトアル
- 九 前二條ニ定メタル事項ハ漸次ニ執行スルモ其方法順序ハ評議員ノ議定ヲ經テ會長之ヲ定ム
- 第四章 會員 第六條 會員ヲ分テ甲種會員及乙種會員トナシ別ニ名譽會員ヲ置ク
- 第七條 本會ノ目的ニ同意ノ者ニシテ甲種會員グラント欲フル者ハ本會ニ申込ミ會長ノ承諾ヲ經ベシ但シ甲種會員タルコトヲ得ル者ハ警察又ハ監獄ニ關係アル學科ヲ修メ又ハ其ノ實歴アル者ニ限ル
- 乙種會員タラント欲スルモノハ其旨ヲ本會ニ申込ムベシ
- 第八條 名譽會員ハ學者政治家又ハ名望アル人ニシテ警察監獄學上ニ功勞アリ若クハ本會ニ裨益アリト認ムル者ニ就テ本會之ヲ推選ス
- 第九條 會員退會セント欲スル者ハ其旨ヲ本會ニ通知スヘシ
- 第十條 甲種會員ハ會費トシテ壹名ニ付一ケ年金三圓ヲ納ムヘシ但シ一時ニ金貳拾圓以上ヲ納ムル者ハ本文ノ會費ヲ要セス終身甲種會員ノ資格ヲ保ツコトヲ得
- 第十一條 乙種會員ハ會費トシテ壹名ニ付一ケ年金壹圓五拾錢ヲ納ムヘシ
- 第十二條 懇親宴會費其他臨時ニ要スル費用ハ別ニ之ヲ納ムルモノトシ
- 第十三條 始メテ甲種會員タル者ハ本會基金ニ充ツル爲メ金壹圓ヲ納ムヘシ
- 第五章 役員 第十四條 本會ニハ左ノ役員ヲ置ク
- 一 會長
- 二 副會長
- 三 評議員
- 四 事務委員
- 五 會務委員
- 六 會務員
- 七 庶務員
- 八 書記
- 九 司庫
- 十 庶務員
- 十一 庶務員
- 十二 庶務員
- 十三 庶務員
- 十四 庶務員
- 十五 庶務員
- 十六 庶務員
- 十七 庶務員
- 十八 庶務員
- 十九 庶務員
- 二十 庶務員
- 二十一 庶務員
- 二十二 庶務員
- 二十三 庶務員
- 二十四 庶務員
- 二十五 庶務員
- 二十六 庶務員
- 二十七 庶務員
- 二十八 庶務員
- 二十九 庶務員
- 三十 庶務員
- 三十一 庶務員
- 三十二 庶務員
- 三十三 庶務員
- 三十四 庶務員
- 三十五 庶務員
- 三十六 庶務員
- 三十七 庶務員
- 三十八 庶務員
- 三十九 庶務員
- 四十 庶務員
- 四十一 庶務員
- 四十二 庶務員
- 四十三 庶務員
- 四十四 庶務員
- 四十五 庶務員
- 四十六 庶務員
- 四十七 庶務員
- 四十八 庶務員
- 四十九 庶務員
- 五十 庶務員
- 五十一 庶務員
- 五十二 庶務員
- 五十三 庶務員
- 五十四 庶務員
- 五十五 庶務員
- 五十六 庶務員
- 五十七 庶務員
- 五十八 庶務員
- 五十九 庶務員
- 六十 庶務員
- 六十一 庶務員
- 六十二 庶務員
- 六十三 庶務員
- 六十四 庶務員
- 六十五 庶務員
- 六十六 庶務員
- 六十七 庶務員
- 六十八 庶務員
- 六十九 庶務員
- 七十 庶務員
- 七十一 庶務員
- 七十二 庶務員
- 七十三 庶務員
- 七十四 庶務員
- 七十五 庶務員
- 七十六 庶務員
- 七十七 庶務員
- 七十八 庶務員
- 七十九 庶務員
- 八十 庶務員
- 八十一 庶務員
- 八十二 庶務員
- 八十三 庶務員
- 八十四 庶務員
- 八十五 庶務員
- 八十六 庶務員
- 八十七 庶務員
- 八十八 庶務員
- 八十九 庶務員
- 九十 庶務員
- 九十一 庶務員
- 九十二 庶務員
- 九十三 庶務員
- 九十四 庶務員
- 九十五 庶務員
- 九十六 庶務員
- 九十七 庶務員
- 九十八 庶務員
- 九十九 庶務員
- 一百 庶務員

第十六條 副會長ハ會長ヲ補佐シ事故アルトキハ之
カ代理ヲナス
第十七條 評議員ハ至要ナル會務ノ議定ヲ爲ス
第十八條 事務員ハ互選ヲ以テ壹名ヲ委員長トシ
分課ヲ定メテ本會ニ關スル庶務ヲ處理ス
第十九條 會長ハ必要ニ應ジ會員中ヨリ特ニ調査委
員ヲ指名シ警察又ハ監獄ニ關スル事項ノ調査ヲ囑
托スルコトアルヘシ
第二十條 會長ハ書記及使丁ヲ僱使シ相當ノ給料ヲ給
與スルコトヲ得
第二十一條 會長副會長及評議員ハ總集會ニ於テ投票
ノ法ヲ以テ之ヲ推選ス
第二十二條 事務委員ハ甲種會員ノ中ニ就キ會長之ヲ
選任ス
第二十三條 會長副會長及評議員ノ任期ハ二ケ年トス
但改選ノ時ハ前任ノ者ヲ續選スルコトヲ得
第二十四條 第六章 集會
第二十五條 本會ハ毎年一月總集會ヲ開ク
必要アルトキハ臨時ニ總集會ヲ開クコトアルヘシ
第二十六條 講談會討議會ハ一ケ年少クトモ六回開設
スルモノトス
第二十七條 總テ會場及會日ハ會長之ヲ定メ其都度會
員ニ通知スルモノトス
第七章 會計
第二十八條 本會ノ會計年度ハ一月一日ニ始リ十二月
卅一日ニ終ル
第二十九條 會費徵收方法ハ左ノ例ニ依ル
甲種會員ノ會費ハ一ケ年分ヲ三分シ三月、
七月、十一月ニ各其一分ヲ徵收ス但會員ノ
都合ニ依リ一ケ年分ヲ取纏メ收納スルモ妨
ナシ

警察監獄學會雜誌第七號

九

一 乙種會員ノ會費ハ一ケ年分ヲ十二分シ毎月
其一分ヲ徵收ス但會員ノ都合ニ依リ數ヶ月
分ヲ取纏メ收納スルモ妨ナシ
第三十條 本會ノ經費ハ會費其他ノ收入金ヲ以テ之
ニ充ツ
第三十一條 本會基金ハ終身會員ノ一時出金入金會寄
附金及毎年ノ收入殘餘等ヲ以テ積立クヘシ
第三十二條 本會ヘ金圓物品等ヲ寄附スル者アルト
キハ之ヲ受領スヘシ
第三十三條 本會々計ノ報告ハ毎年總集會ニ於テ之
ヲ爲ス
第八章 雜則
第三十四條 此規則ヲ執行スルカ爲メノ細則ハ評議
員ノ議定ヲ經テ會長之ヲ定ムルコトヲ得
第三十五條 此規則ノ改正ハ總集會ニ於テ議定スヘ
キモノトス但シ議席ニハ少クトモ會員總數拾分ノ
一以上ノ出席者ヲ要シ尙ホ其三分ノ二以上ノ同意
アルニアラサレハ之ヲ決議スルコトヲ得サルモ
ノトス
第三十六條 會員二十拾名以上ノ同意ヲ以テ此規則ノ
改正ヲ發議スルコトヲ得
第三十七條 本會事務所ハ當分ノ内東京市四谷區荒
木町二十二番地ニ置ク
第三十八條 從來發行スル雜誌及講義錄ハ別科講義
錄ヲ除ク外仍ホ引續發行スルモノトス

然たる号令的の簡言語を吐くに止まり、温乎として
親むへかりし容貌も忽ち豹變して凜然犯すへからず

七月、十一月ニ各其一分ヲ徴収ス但會員ノ都合ニ依リ一ケ年分ヲ取廻メ收納スルモ妨ナシ

警察監獄學會雜誌第七號

論 說

九

●典獄の服制を定むるの必要を論ず

小河滋次郎稿

典獄の服制に就てハ當局者の間にも往々其見解を異にするものありと云ふ今を典獄の服制を必要ならずと云ふ論者の唱ふる所を聴くに典獄ハ戒護官吏の上に立て監獄管理の全體に關する事項を綜括統督する所謂、文武兼攝の官職とも稱すべき者あるか故に若し之れに戒護官吏と同様なる制服を着用せしむるか如きことあらハ典獄をして自然重きを戒護事務の上に置死知らず識らす一般管理の要務を輕忽視するに至り昨慈愛の毛管を握りたるの手、今の降魔の利劍を把るに馴れ諄々として鬼神も感應すべき諸惡勿作の教理を説きたるの口も何時か變じて乾燥枯槁冷々

然たる号令的の簡言語を吐くに止まり、温乎として親むへかりし容貌も忽ち豹變して凜然犯すへからす近くへからざる威相を裝成せるの餘義なきに至らしめ融々たる和同の氣象ハ終に其痕迹たも監獄の内部に止むること能はず、緩急、其調を失ひ高低、其節を紊し歸する所、殺氣、監内に籠罩せらるゝに至らすんハあらず是れ豈に服制の影響する所にあらざるなきを得んや且つ之を歐洲各國の獄制に徴するも未だ典獄をして制服を着せしむるの類例あるを見ず、服制の必要なしハ是を以ても證明し得べきなり

以上ハ是れ非服制論者の論據とする所の要旨あり、然れども皆な是れ假想のみ、杞憂のみ、前世紀の末葉に於ける愛憐主義の殘夢を語るに過ぎざるのみ、治獄の要訣を解する者、誰れか亦此誤謬論に左袒する者あらんや

監獄ハ紀律の府なり。整然たる社會の秩序を紊り嚴

乎たる國家の法律を蔑如したる者を懲懲改良して正路の民に復歸せしむるを期するものは即ち監獄の要務なり、謂ひ換ゆれば監獄は行刑を掌るの官衙なり、行刑即ち治獄の旨趣を貫徹せんと欲せし須らく彼の秩序を紊り法律を破ふりたる者を導化して能く秩序を重んじ法律に服従する者なるに至らしめずんばあらそ、之を導化せるの法は唯だ監獄を以て満目皆是れ、肅然たる紀律的の境遇となし、一舉止一投足も渾へて嚴正ある紀律の命する所に服行し、外部の必要に迫られて終に本心の懺悔を惹き起すに至らしめ知らそ識らすの間に於て命令服従の習慣を遵養し此習慣をして終に第二の天性ならしむるにあり、紀律を以て人を導かんと欲すれば先づ己れを紀律の位置に買かすんばあるへからず、身を以て嚴正なる紀律の模範たらしむること必要なり服制の紀律に關係あること決して器小に非ざるあり、彼の兵士の服制を洋

さまで奇觀とも感せず且つ爲めに紀律に關係すること大なりとも覺へざる所以のもの、是れ豈に監獄紀律の未だ嚴肅ならざるの徴證なるに非ずや、監獄に於ける今の時の實に紀律の嚴正を保持するの必要より、寧ろ之を嚴正ならしむるの方法を講ずるの必要あるの時あり、之を保つに必要なるものなる以上之を作るに於て一層其必要の大なるものあるを感すへきこと勿論なり、況んや我國に於ける典獄諸君の多くは未だ嚴肅なる軍紀の上の經驗なきものあるに於てをや、典獄の服制を設けらるゝこと實に目下焦眉の急務たらずんばあらす

紀律と慈愛とは相反せず。典獄をして制服を着けしむるときは慈愛の要素は紀律の爲めに化成せられて終に其痕迹を止むる能はるに至るへしとの反對論者の主張する所あり然れども是れ謂はれなきの杞憂れみ、上官制服を着くるか爲めに慈愛の要素を滅却

装ならしむる所以のもの何ぞ、看守巡查をして兵装せしむる所以のもの何くにある、之を率ゆる士官警部、看守長の服制を設くる果して何の必要ある、將校若くは警部長をして凜然然然たる一定の制服を着用せしむる所以のもの果して如何の憑據がある、是れ豈に至嚴至正なる紀律を保護せしめんか爲めなるに非ずや、彼れに必要な者獨り此に必要な者の理かし、況んや殊に嚴肅なる紀律を必要とするの監獄に於てをや、若し夫れ將校にして袴羽織を着し若くは背廣フロッコートの類を着けて軍衙にあり若くは軍隊に望むことありとせん乎、恰かも是れ首腦と屏去したる形骸の如く、さしも整然たる軍隊の紀律も、忽ち之か爲めに壊乱せられ、少くも活動の生氣を滅却するに至るへきなり、監獄の將校たる典獄其人にして適宜平服若くはシダナもなき背廣等を着けて囚人に直接し又は戒護官吏を指揮號令することあるも

すへしとなり、彼の軍隊なる一團結は渾へて是れ殺伐殘戾の空氣を以て満たされずんばあるへからず、彼の温乎たる良民の保護者を以て任ずる警察官の如きも亦た殺氣凜然近づくへあらざる暴虎馮河の類たらずんばあらす、何となれば之を綜該統督する將校若くは警部長は制服を着けたる殺伐無慈悲の人たるへきを以てあり、是れ豈に事の實相に適したるものならんや、三才の童子と雖も尙は能く之を判定するを得へし、然るに獨り監獄の長官たる典獄をして制服を着けしむるときは終に其和順の性質を變じて殘暴に至らしむへしといはるは豈に典獄を小兒視したる不敬の妄論あるに非ずや、思慮分別もなき小人愚物ならんに頭を凜々しき軍帽を載き手に見々たる軍劍を握るときは、或ひ之か爲めに要なき威容を装ひ勢ひ凌虐殘暴を得意とするにも至るべけれ、識見あり經驗あり且つ治獄の要訣を解したる典獄其

人にして豈に一朝制服を着けたるか爲めに其思想を變じ方針を改むるに至るか如きこと之れあらんや、且つ今の時に當て監獄の爲に憂ふる所は嚴正に失するに非ずして寧ろ優柔に過ぎるにあり、慈愛分子の欠乏にあらすして剛毅分子の稀小なるにあり、之を矯正するの手段として幾分か剛毅嚴正に傾くの方法を採ること固より不可に非ず、況んや毫も斯る傾倚の嫌ひなき至公至正の方法に於てをや、監獄に於て慈愛分子の必要なるも勿論ありと雖も、其愛や公、正、明、白にして且つ普及ならざる可らず此愛は即ち所謂嚴正の要素にして換言すれば愛は嚴正の外を出てすと云ふを得へし、嚴正、即、整、然、た、る、紀、律、の、内、にあつて活動、を、得、へ、し、紀、律、を、離、れて、嚴、正、な、し、嚴正の外に一の愛も存在せざるなり、故に曰く紀律と慈愛との衝突することなしと

曲獄の文武兼攝の官職なり 典獄の戒護専務の職に

からざることも亦た瞭然たり、利劍を握るの手を以て宜しく毛管を把らしむへし、庶務を剖理するの敏捷銳利なること須らく彼の利劍を以て物を斬斷するか如くならしむへし、其言を寡くし其心を剛壯ならしむること何の妨か之れあらん、遇囚の要ハ多言以て之に接し和心以て之を迎ふるに非ず、能く個人的に關係を詳悉して其微妙の機會に投するにあり、教外別傳の悟法、賢明なる當局者既に之を會得と

外國に類例ありと言ふは誤謬なり 外國類例の有無ハ深く問ふを要せざる所なり縦令ハ類例なきも我れに於て其必要を感じる以上之を實行するに何の躊躇する事か之れあらん、況んや外國に類例ありと云ふハ誤謬にして、別所、苟くも獄制の完備を以て稱せらるゝの國にして典獄服制の規定あらざるはなきに於てをや、獨り此規定なきものを普國、内務大臣の管轄に属する監獄とあす、蓋し普國に於て典獄

非ず戒護と庶務の上に立て監獄全體の管理を綜攝統督するの官職あることハ論者の解を俟たずして明らかあり、然れども文武兼攝の職務なるか故に、戒護に固有する制服を要せずと謂ふに至てハ、其理由のある所を知るに苦まざるを得ず、戒護と謂ふも庶務と謂ふも其監獄事務なるに於てハ即ち一なり、其秩然たる紀律の嚴肅を要するに至ては即ち一なり、獨り戒護に紀律を必要とするも庶務に紀律を要せざるの理あらざるあり、之を一方は缺くときは終る全體の紀律を壞亂せるに至るへきこと理の最も親易と義あり、且つ我が國の獄制に據れば彼の庶務に任ずるものは全く戒護の事務に關知せず遇囚の事に至てハ殆んど措て問はざるもの、如くなりと雖も治獄の本體より之を言へハ庶務も亦た戒護の事務ハ關與を遇囚の事項に密接の聯絡を保まざるを得ず、然らハ則ち之を統督する典獄をして紀律の中心たらしめざるへ

服制の規定を設けざる所以のものハ偶然ハ非ず、典獄を始め上等司獄官の列に伍するものハ、幾んど皆嘗つて多年、職を軍事に奉したるの人に非ざるはなく秩然たる軍紀ハ既に其骨髓に徹して訓練養成せられたる者なるか故に、縦令ハ制服を着けざるも一歩も紀律の範圍を超ゆるか如き恐れあらざるを以てあり、尤も典獄を始め自餘の上等司獄官ハ凡へて軍服を着用することを得、然きども斯く普國の一部即ち内務監獄に於て典獄服制の規定あらざる所以のものは單に前記の如き理由のみに非ず、全くハ歴史上の關係即ち愛憐主義の迷想に出でたる遺物たらずんは、あらず、現行監獄則の編制に與つて最も力ありし者を前のモアビートの典獄某氏とあす某氏の熱心を哀憐(感化)主義の祖述家にして一時ハ監獄の吏員をして盡く僧侶若くハ教師たらしむへしと迄、主唱したるの人なり、故に獄則編制の當時、一方に典獄服

制論を主張したる者ありしも、堅く拒んで之を容れず、蓋し大僧正とも言ふべき典獄其人よして、軍服を着け軍剣を帶するか如きこと、の思も寄らざる事あるを以てあり、時勢一變迷夢全く晴れて監獄の嚴然たる軍紀の支配を必要とするの今日となりては、普國に於て[○]そ[○]ら[○]も[○]往[○]々[○]服[○]制[○]の[○]必[○]要[○]を[○]唱[○]道[○]する[○]もの[○]あり、司法大臣所轄の監獄則を新定するに當て典獄服制の規定を設けたるは蓋し此新思想の勢力の然らしむる所なりと云ふ故に内務大臣所屬の監獄に向ても亦早晩服制を設くるに至るやも知るへからず、是を以て見れ[○]た[○]外[○]國[○]の[○]類[○]例[○]に[○]徴[○]する[○]も[○]典[○]獄[○]服[○]制[○]の[○]必[○]要[○]止[○]む[○]へ[○]から[○]さ[○]る[○]こと[○]亦[○]た[○]知[○]る[○]へ[○]き[○]あり

上來陳述せる所の理由あるに依り多少の異論あるも之を排斥して一日も早く典獄の服制を定められんと獄務改良の爲めに予輩の切望して措く能はざる所なり、監獄は軍紀を以て支配すべしとの方針を取る

の今日に當り獨り典獄制服の規定なきは豈に彼の所謂佛作の魂を容れざるの類にあらざるなきを得んや當局者諸君以て如何となす

本論を草するに當て偶々典獄某氏(他日其名を公けにするの機會あるへし)の私信に接す、中に典獄服制の事を論する一篇あり、議論剴切、一々實務上の經驗に基かざるはなし、茲に其要點を抜載して本論の補異とす

抑も典獄の職務たる則ち監獄の總監にして一面は囚徒を懲戒し刑罰を強制執行するものあるか故に如何なる殘戾暴虐の極に達しざるものと雖ども之を制壓畏服して凜然侵犯すべからざる威嚴を保たざるべからざること論を保たず又一面、之を感化するにも言語動作、能く規律に適へ一舉手一投足も囚徒の模範たらざるを得ず是れ其職務の本體とも可申歟故に職務は右より見るも左より見るも前

より見るも後より見るも總へて規律の範圍を脱せず身躬ら規矩とあり準繩となり以て囚徒を制馭するに非されは所謂、己れ正しからされは令すれども従はざるに至らん、而して獄務の進歩改良するに従ひ倍々規律の嚴正を保ち一軍規に據つて行刑の旨趣を貫徹するの必要を見るに至るの日、期して俟つべきあり、果して然らば規律の執行者實踐者たる典獄にして豈に一日も其職務を認識する制服の設けなくして可あらんや又典獄の戒護事務の總括者にして看守長以下の指揮進退を司る一に軍隊に於て士官が下士兵卒を統督するか如し一號令の下に活潑勇壯周密實直に其本分を盡さしめざるべからず此多數の部分に號令指揮するの官職にして豈に一日も其威儀を備ふべき制服の設けなくして可あらんや今や被服に成規なく種々異様の便宜服を着し醜觀實に見るに忍びざるものあ

り、中略現に某は歸任後、看守に對し教師授くる所の体操を教ふるに當り高帽を戴き長「マントル」を着けて之を爲せり其不規律にして不体裁なるこの威容に比して實に自ら慚愧に堪へざるものあり中略且つ典獄の晝夜惡漢無類に接し殊に晝間の如きは時として彼等か銳利ある器械を携帯する中に入つて之を督責獎勵することあるべきか故に相當護身の要具は常に之を帶具せずんばあるべからず典獄は鬼神に非ず一朝、囚徒の暴行に過はし身に寸鉄を帶ひす果して何に依つて其身を防衛すべし云々

●警察執行務ノ嚴正ヲ論ス

八 木 秀 太 郎

警察ノ要ハ犯罪ヲ豫防シ災害ヲ制止スルニアリ是レ歸スル所安寧ヲ維持シ福利ヲ保拂スル所以ナリ故ニ

警察ハ罰スヘキハ必ス罰シ以テ絲毫モ不善ニ假スト
コロナキヲ示シ犯罪者ヲシテ萬一チ僥倖スルノ念ヲ
馴致セシムルコトナカルヘキナリ此嚴然肅然タル執
掌法ハ人ヲシテ罪惡ノ淵ニ沈溺セシメサルノ効アル
ナリ試ニ思ヘ一兒父母ノ膝下ニアリテ庭訓ヲ受クト
若シ父母トモニ謹嚴ナルトキハ兒モ亦遂ニ惡戯ヲ作
スニ慣ハスシテ同ク謹嚴ナル性質ヲ繼承スヘシ是レ
偶々不善不正ヲ言行アランニハ必ス父母ノ嚴誡ヲ免
ルヘカラスト固信スルノ餘習性トナリテ後ニハ斯ノ
如キ妄念ノ胸裡ニタモ浮フコトナキニ至ルヲ以テナ
リ之ニ反シテ父母優柔ニ失シ責ムヘキヲ責メス懲ラ
スヘキヲ懲サハルトキハ兒モ自ラ之ニ馴レテ遂ニハ
憚ルトコロモナク謹ムトコロモナク甚シキハ善ト惡
トヲ辨別スルコトサヘナキニ至ルヘシ兒ノ幸福ハ果
シテ何レニ在テ存スルカ言ヲ待タスシテ知ルヘキナ
リ先哲モ信賞必罰ヲ以テ善政ノ一徵トナセリ時ニ古
テ之ヲ再ニスルノ憂アリ他人モ視テ以テ傲フヘシト

今ノ別アリト雖モ實驗ニ基ク所ノ眞理豈ニアランヤ
警察ハ所謂活動體ナリ既ニ生活ト運動トノ機能アリ
トスレハ時ト所ト事ト人トニ依リテハ些少ノ變通ナ
キコト能ハサルヘキナリ此意ヲ敷衍スレハ曲クルト
コロナク法ヲ行フコト是レ正則ナリ然レトモ事情ヲ
斟酌シテ或ハ假ストコロアルコト是レ變例ナリ人ニ
シテ若シ臨機應變ノ才畧ナケレハ宛モ偶像ト選フト
コロナキナリ此變通ノ技能ハ人ニ由リテ多少ノ差ア
リ然レトモ理解力及判斷力ノ健全ナル以上ハ設令ヒ
正鵠ヲ外ツルハトモ決シテ甚タシキ過失アルコトナ
カルヘキナリ假ニ一例ヲ設クレハ茲ニ人アリ違警罪
ニ觸ルハノ行ヲ爲ス然レハ其事素ト惡意ヨリ出ツル
ニアラス又他人ニ累チ及スコトナケレハ強チ深ク尤
ムルヲ要セサルヘシ之ニ反シテ他人ニ危害ヲ將來ス
ルノ犯行アルキハ斷シテ之ヲ看過セサルヲ規矩トス
ヘシ如何トナレハ加害者ニ在テハ其所爲チ怪マスシ

爲シ遂ニ其害ヲ受クル者ヲシテ困弊ニ堪ヘサラシム
ヘケレハナリ寬嚴ノ中ヲ得テ能ク宜シキヲ制センコ
トハ固ヨリ難事ニ屬ス一二人々ノ用心如何ニアルノ
ミ

頃日外國人某々等遊蕩ノ爲メニ某地方ニ漫遊セリ歸
リテ予ニ語テ曰ク某ハ内地チ旅行スルコト既ニ一再
ニ止ラス然レトモ從來ノ旅行ハ大槩公用ヲ帶ヒタレ
ハニヤ途中今回ノ如キ見聞ヲ爲シタルコト未タ曾テ
之アラス某ハ警察執行務ノ畧者既ニ完全ノ域ニ達シ
タルコトチ自ラ信シタルニ豈圖ランヤ此ノ如キコト
チ實驗セントハ悲ムヘキノ至ナリ茲ニ其始終ヲ畧述
スレハ某等甲地チ發シテ乙地ニ到リ瀛車ニ投シテ歸
京セント欲シ車夫チ喚ヒ來ラシメテ之ヲ詢ルニ彼等
皆額チ擧メ首チ掉テ言ヘルニハ道遠ク時短シ到底行
クヘカラスト某等困頓試ニ買酒錢ヲ與フレハ如何ト

予ハ警察官ノ職務ヲ解スルコト最モ嚴正ナランヲ欲
スルナリ語ヲ換ユレハ警察官ノ職務ヲ行フ上ニ於テ
ハ最モ熱心ニ最モ誠意ニ最モ整肅ニ最モ嚴格ニ最モ
公平ニ最モ眞率ニ最モ正實ニ最モ謹直ニ最モ勇敢ナ
ラサルヘカラスト謂フニ外ナラサルナリ之ヲ要スル
ニ警察ハ耳目ノ及ハン限害惡ヲ室息シテ保護ノ責任
ヲ全フセサル可ラス且其耳目及手足ハ都市村落ハ言
チ須タス山野河海ニ至ルマテ周到緝密ニ達届セサル
ヘカラサルナリ「どうでもよし」トハ警察ニ禁忌スヘ
キ最モ不祥ナル言語ナリ「面倒だから捨置け」トハ警
察官ノ舌頭ニモ上ルヘカラサル最モ有害ノ文字ナリ

問フ彼等喜色滿面笑チ含テ行クヘシト答フ即チ一車
二夫呼噪シテ途ニ上ル然ルニ行々茶店ニ憩ヒ飯チ喫
スルコト四回某等煩悶措ク能ハス連々疾行チ責ムル
モ寸功ナク（此間一車輛ノ輪輻外ツル爲メニ佇立少
時）漸ク目的ノ地ニ達スレハ停車場ニ赴カスチ一

論 說

客店ニ入ル某等ハ最初ヨリ直ニ停車場ニ到リテ瀛車ニ乗ラント欲スルコトヲ明示セリ然ルニ故ニ某等ヲ延ヒテ旅店ニ投セシム其意果シテ那邊ニアルヤヲ知ラスト雖モ恐クハ彼等爲メニ利ヲ得ルノ手段アルナランコトヲ某等益々懊惱シ即時ニ乗車セント欲スルノ意ヲ告ク然ルニ時已ニ後レタリ最終列車既ニ發セリ當時某等ノ落膽想フヘキナリ此ニ至リ復タ策ノ出スヘキナシ已ムコトヲ得ス一泊ノ議ヲ決ス然ルニ再ヒ失意ノ事ヲ生セリ旅店ノ主婦某等ヲ樓上ノ一室ニ請セリ而シテ某等ニ告ケテ曰ク各室既ニ先約アリ某等ヲ止ムヘカラス故ニ近隣ノ一客舍ニ導キ去ルヘシ但タ晚餐ハ先ツ吾家ニ於テ供スヘント某等啞然タリ還タ言フ所ヲ知ラサリシナリ翌早起幸ニ瀛車ニ乗シテ其後無事各々家ニ歸ルヲ得タリ某等ノ數日間ニ遭遇シタル所大約以上ノ如シ某等ハ國ニ在テ常ニ嚴肅ナル秩序ニ慣ル故ニ某等ハ不快ノ感ヲ懷クヲ免カレ

リト雖モ執行務ノ執掌ニシテ必要ノ嚴正ヲ闕クトキハ將ク何ノ用ナカ爲サン凡ソ事ヲ爲シテ有効ナラント欲スレハ決然之ヲ斷行セサルヘカラス而シテ其際毫モ踟躕スヘカラサルナリ同シク事ヲ行フニモ決然トシテ誠意ヲ以テスルト孤疑シテ心ヲ用ヒサルトノ間ニハ其成果ニ於テ絶大ノ差別アルモノナリ然リト雖モ人熱心ニ過クレハ輒チ其當ニ爲スヘキノ限界ヲ踰越シテ時ニ或ハ累チ他人ニ及ホスニ至ルコトアリ警察ハ嚴正ノ執行ヲ要ス然レトモ煩苛ニ涉ルヘカラス嚴正ト煩苛トノ間ニハ一大溝壑アリ此溝壑ハ至テ填埋シ易シ其間チ行カント欲スル者深ク注意セサルヘケンヤ又戒メサルヘケンヤ警察ノ職分チ一言ニ包括スレハ保護ニ外ナラス保護ニ消極ト積極トノ別アリ今ヤ警察ノ範圍ハ漸次消極保護ニ限ルコトハナレリ此ハ是レ憲法ニ由テ諸種ノ自由チ人民ニ付與スルノ結果トシテ見ルヘキナリ

十

サリシナリ某ハ當局者諸君ノ一層心ヲ嚴正ナル執行務ニ用ヒラレンコトヲ希望シテ已マサルナリ云々ト予ハ覺ヘス赧顔セリ此某々トハ警察ニ緣故アル人々ナリ故ニ懇切ニ予ノ爲メニ之ヲ語レルナリ按スルニ某氏ノ說話中幾多ノ注意スヘキ點アルヲ見ル一ニ實錢表ノ嚴ニ行ハレサルコト二ニ車輛ノ検査又ハ監察嚴密ナラサルカ爲メニ途上破損スルカ如キ危險アリタルコト三ニ客店ニ於テ空室アルニ拘ラス恣ニ旅客ヲ收容セサルカ如キ疑アルコト四ニ車夫ノ放縱暴橫ナルコト等ニシテ要スルニ旅客保護ノ方法未ダ完備セサルコト是レナリ近年警察事務ノ一大進歩ヲ成就シタルコト辨チ須タサルナリ唯タ憾クハ少ク嚴正ノ執行ニ關クル所アルカ如キコトヲ若シ不幸ニシテ人々ノ若目重モニ虛飾ニ奔リテ實效ヲ後ニスルコトアラソニハ改良進歩ノ奏功恐クハ其期ナカラン服制改リテ威儀堂々タリ禮式入シタ行ハレテ嚴然又肅然タ

シテ積極保護ハ時ニ或ハ干涉ニ過クルノ嫌ナキニアラス然レトモ民知未ダ充分發達セサル時代ニ於テハ之ヲ必要トスヘシ既ニ成熟ニ至リタル人民ニ在テ保護ノ方針ヲ消極ニ執レハトテ決シテ全然放任ニノミ依ルコト能ハサルヘシ警察ノ本性實ニ之ヲシテ然ラシムルナリ干涉ニ陷ラス放任ニ流レス超然其中間ニ卓立スル是レ之ヲ警察ノ麗質ト爲ス之ヲ口ニ言フハ難タカラス然レトモ之ヲ實地ニ行フハ甚タ容易ナラサルヘシ警察ノ困難重モニ此一點ニ存スヘキカ予平生謂ヘラク警察平安的ノ執行務(若シ如是言フヲ得ヘケンハ)之ヲ擧グルコト却テ其變當的ノモノヨリ難シト温顔ヲ以テ諄々人ヲ訓誨スルハ難ク勵聲人ヲ罵ルハ易シ古人ハ無爲ニシシ化スルヲ最上乘ノ政治トナセリ尋常ハ主ニシテ重シ異常ハ客ニシテ輕シ然レトモ人情常チ卑ンテ異ナ尙フ洵ニ免ルヘカラサルノ數ナリトス警察ハ晝夜チ分タス保護ノ本分チ

盡クサハルヘカラス而シテ此尋常ノ職務ハ轉タ等閑ニ流レ易キモノナリ夫ノ所謂交通警察及商工業警察ノ如キハ或ハ尙ホ完全ヲ欲ク所ナキカ此等ノ執行務ハ至テ多事紛雜ニシテ勤勞ヲ要スルコトモ極メテ多クレトモ功績ノ顯ハルコトハ反テ少シ否少キニアラス目ヲ以テ視易スカラサルノミ如何トナレハ其職務ノ目的ハ大休事ナカラシムルニアルヲ以テナリ臨時變常ノ職務ニモ銳意盡力センヲ要スルコト勿論ナレトモ主トシテ尋常一般ノ職務ニ一層ノ熱心ヲ以テ從事センコト目下ノ急務ナルヘシト信ス何チカ熱心ヲ以テスト謂フ他ナシ警察上ノ諸規定ヲ嚴正ニ執行スルコト是レナリ

某外國人ノ説ク所事小ナルニ似タリト雖モ是レ實ニ警察本分ノ至要ナル職務ニ屬セリ豈小事ナリトテ之ヲ輕視スヘケンヤ予ハ某氏ノ好意ヲ空フセサラント欲シ怒々數言ヲ記シテ急遽ノ起草誤謬ナキヲ保セス

種子浮遊とこれハ一旦は清淨とありたる水も數時の後にハ空氣中の種子を落し來りて更に有機物の林叢を生ずヘシ故ニ儘に密閉せる硝子瓶などは格別其他の器に貯へたる水の何程よく沸騰したるものなればとて翌日に持越して飲用ニ供すヘからず當に翌日に持越すヘからざるのみならず場合に由りてハ朝煮沸したる水を夕に用ゆヘからざるともあるヘシ煮沸を経たる水の暫時蓋の儘放置して沈澄を待ち他の器に移して沈澱物を除くヘシ

熱氣蒸蒸法ハ頗る有效なり然れども氣温充分高からされは病素を滅却するの效なきのみならず卻て其發育を助くヘシ恐るヘキとあり曾て此の如き不完全なる消毒器械を以て得たりしともありどか聞けハ注意の爲め一言す

●撈取土の始末 各家邸地内にある溝渠の浚渫を督責するの可なれども其撈取したる穢土を捨つヘキ場所遼遠は過ぎてハ結局實行覺束なし此の如き場所に於てハ何とか便法を設けられたし例之は一町内聯合

乞フ諒セヨ

雜報

●虎列刺の猖獗 虎列刺病ハ遂ニ大阪及東京の都會に入りたり此上ハ充分嚴密に消毒法を施行し且人民をして各自豫防に注意せしむるの外あらざるヘキなり吾人ハ虎列刺病に關し思ひ付きたる事柄の一二を左に記して參考に供せん

虎列刺病に關係ある諸官吏ハ腸胃部に微恙あるを感する時ハ該病患者の近邊に行くを避くヘシ譬ヒ些細なる疾患ありども既に消化不良なるときハ病毒をして蓄息せしむるの恐ありと云ヘリ

生水を飲むヘからずとは一般に知れ涉りたる事柄にて最早大抵煮さし水を用ゆるととなれり實に美事と謂ヘシ然れども一旦煮沸すれハ何時までも有效なりと迷信するものもありどか聞けり實に危險千萬奇らずや抑も水を煮沸するハ其中に混交せる有機物を滅却せんと欲すれハなり然れども空氣中には無數の

して日を刻し同時に浚渫して其土を取集め排運するどとあしてハ如何其筋より勸誘あらまはしきとあり●湯目氏と大井氏 曾て警官練習所にありて譯官たりし湯目補隆氏は其後第三高等中學校教諭の職に居られたるか今度渡邊全權公使に従て壤國維威府へ赴かるハ由付てハ多年ヘン氏の譯官たりし大井和氏其後を襲かるハと云ふ

●暴風雨 は作物にハ無論多少の損害を與へたるとあるヘク提防を決し田野を荒したるの損害も夥しかるヘけれどもさりながら市中の汚穢物を洗ひ流し虎列刺の病毒を吹き散したるの效も少からざるヘシ只恐るハ此多量の雨水人家の周邊に停滯し以て病毒に營養を與ふるとあらんを若し完全なる下水渠の設あらんハ此憂慮もあらましものと

●集治監假留監官制 は勅令第五百五十三號を以て改正せられたり其舊制に異なる重なる點を拾ひ擧ぐれハ第一に舊ハ單ハ集治監官制と稱したりしに新ハ假留監の文字を加へ且第十五條の明文を置き一層其

實を明にせり従前とても仮留監の集治監官制に據るへき旨閣令を以て定めありしと雖も今回の判然たるに如かざるあり次に副典獄の一職位を削られたり是れも責任者全く一に歸するの效あり至極適實ありと思へる次に典獄の官等下に向て伸張し前には奏任三等又ハ四等とありたるを三等以下と改められたり究屈なる制限ありてハ實際に差支を生ずるとなどあるへきを以て斯く更められたるならんが次に最も重要なハ書記看守長及監獄醫の定員を設定せられたる一事にして是れ恐らくは今回改正を促したるの主因なるへきか恭く惟るに此人員は随分少きよはあらざる方なるへし然れども實際に於てハ必ずしも其通の人員を置かるゝにハあらそ唯最多の極度を示さるゝ趣意ありとか仄に傳承するなり實に尤もありあんか次に舊ハ分課を列舉せるに新ハ之を省けり是ハ各省の例に依られたる次第にて大臣限り左右し得らるゝとなり至極便利あるへしと思へる終に教誨師の待遇を定められたり蓋し教誨師は渴仰歸依を受くるのを開けハ教誨師及醫師ハ分掌例に於て看守の下位に置かれたれハとて公然の儀式の席上に於ても分掌も例の順序に隨て座次を定むる迄もありとか云へり抑も分掌例ハ其題にも各看守及監獄傭人の數字を冠するか如く先づ一種の官吏たる看守を挙げ尋て傭員たる教誨師醫師ハ分掌例ハ主として地方監獄の爲に設けられたるものなれハしか謂あり一以下よ及ふなれば決して看守を以て教誨師醫師の上位にあるものと認められたる次第との釋解をへからざるなり現に看守のみハ特に其稱を挙げ其他は監獄傭人あり集會名詞の中に包含せしめられたるを以て證とすへし萬一此趣意を誤解して教誨師醫師の價值を貶すとあらハ暗々裡に在監人をして之を尊敬するの念を減せしむへき恐あれハ筆の序に一言するところなれり因に集治監假留監の教誨師は今後内務省より任免及俸額の辭令書を發せらるゝ迄に定められたりとか聞けり判任官の待遇と言へは左もあるへきとなれども聞くか儘に筆を走らしつ

必要あるものなれハ人々の天爵を助くるに人爵を以てせらるゝの微妙手段なるへきか若し天下に知名の道徳自ら奮て教誨師たるを望まるとあらん時にハなの々々に判任の待遇などを煩しきと思れんかあれども樂して言ふときハ政府に於て教誨師を優待せらるゝの本意を公示せられたるとなれば自今其人にも愈々重きを増し從て其事も益々有効となるに至らんと必せりと信し斯道の爲めに慶賀せんハあらざるなり教誨師各位も吾人の希望を空ふせらるゝとあらざるへし穴賢

●教誨師及醫師の地位 ハ無論低かるへからざるなり其人によりてハ典獄よりも社交上よ於て高き地位を占むるものなきにあらざるへし果して然らんにハ典獄たりども差支なき場合に於てハ儀式上の席などにて自ら謙遜して上席を他に譲るともあるなるへし譬令ハ典獄の職掌に對し上席を醫師又ハ教誨師に譲るへからすとするも之を書記看守長の上席に置くとの實際稀からざるへしと信せらる然るに或人の語る

●集治監假留監處務規程及事務分課の發布に就てハ新官制に由り内務省に於て定められたる上其向へ達せられたりと聞けり従前ハ分課ハ官制に掲げあり處務規程ハ各監にて調製し内務大臣の認可を請くるとありしに今回其趣を換へられたるあり側に聞く所に由れハ處務規程ハ至極簡潔にして僅々九條を有するのみ故に總て繁雜なる條項ハ一切存するとなしと今何故に如是淡々如たるに至りたるやと問ふに蓋し監獄に在てハ文書往復の如き一般の事務は第二位に居り最も主要なるは監獄固有の檢束感化の如き特殊の事務に外ならされハ別に處務規程として長々と書き立てるにも及ざるへく唯普通處務の筋道をさへ立つれハ足れりとの意味もあるへく又餘り仰々しき規程を設くれハ典獄ハ天上に座して雲間より遙に下界を見降す如き弊を生し易すけれハ故に單簡に止められたるの意味もあるへきかと忖度せらる従前は典獄專属の書記を置きて秘密の文書を取扱へせたるの如きともありたれと自今ハ如是設けを容れられざるの

精神なるへきか望むらくは充分簡便敏速なる處務の方法を講究せられ典獄躬ら大抵の事務を執りて僚属に放任するか如きとなからんとを（是は從來とても勿論如斯ありしに相違あらざるへしと雖も今一層）事務分課は全く従前の通りと云ふ其中幾分か削除に歸したるヶ所もありと雖も皆言はずとも分明なりとか又ハ明記するの必要なしとか言へる理由を以て省略せられたるは過ぎすとの事ありとか承れり但醫務所に監獄の衛生に關する事務の數字を加へられたるは監獄醫に衛生上注意せざるへからざる義務あることを明瞭にせられたる迄にて從來庶務課に於て取扱ひたるか如き衛生に關する雜務まで監獄醫に負擔せしめらるゝ趣意にあらざるとか結局醫師ハ醫師たるの職務の外に新事務を加へたるにあらざるへきあり故に是等は依然庶務課に於て取扱はるゝとなるへしと信す又教誨師の分課を明掲せられざる所以も辨を待たざるへし固より教誨師の職務ハ教誨及授業にあり既に監獄刑又ハ分掌例にも規定あれは此には別

に記載あらざりし次第なるへし總體に既ハ法律命令を以て規定ある事項ハ重複の要なしとて除かれたるとなるへし聊か私見を誌して參考に供すると爾り

●監獄官練習所の次回受業生 召集の令も彌々過日發せられたる趣にて十月の半頃には諸君の東京に集合せらるゝを見るゝとあるへし我國の監獄改良を大成する要素の一大部分ハ實に此等の諸君より成立するありと信せらるるれハ吾人の一大白を舉げて諸君を迎へ且諸君の健康を祝せんと欲す抑も是迄成年者を歐洲に派し又は内國の學校に會して傳習を行ひたる先例不擲而して既に三十歳を超へたる成年者の成績概して不満足なりしとハ世人の一般に認識する所あるの如きを以て今回の成るべく壯年三十歳以下に於て身體の健全なる人物を選抜せらるゝ様希望に勝へず勿論學識あり經驗あり且才能ある者を得たきとハやま々なれども第一の條件ハ健康の外にあらざるへし如何に鋭敏の人なりとも身體健康あらされハ後來充分の用を爲し難きと勿論あり

●消防講義 講師旅行に付原稿の送付を得ず遺憾ながら本月ハ之を掲ぐる能わす讀者此意を了せられよ

●獄務顧問セーパツハ氏 曩きに大坂府外一府八縣の監獄巡視を命ぜられたる獄務顧問セーパツハ及び警保局員小河滋次郎の二氏ハ當初、三重縣に入り、奈良に移り、高野を越へて和歌山に渡り、海路大坂へ航し、次て普く兵庫縣の各監獄を巡視して京都に出て、滋賀岐阜愛知と順路、静岡に到り、同地に有名なる出獄人保護場をも參觀し前後、五十餘日を費して終に本月一日無事に歸京せられたり、斯く幾多の日子を費し四十に餘ざる多數の監獄殊に紀律を以て名ある三重監獄、置縣以來日尙ほ淺き奈良の監獄、注意の愼密なるものあるを以て聞ゆる和歌山監獄、數十萬の巨額を費して新築し、其規模の宏大ある現は四千餘の多數を拘禁する所の無比の大監獄、（間はすして大坂堀川監獄たるを知るへし）開港第二の名區に位し、内外人の最も注意を惹くる所の神戸監獄、隱然、帝國の模範監獄を以て任する直轄監獄た

る假留監、篤實家を戴く京都監獄、力行家の支配に属する滋賀（膳所）監獄、獄務に従事する者の宜しく一たび參觀して治獄の要訣を悟る所あるへしとの令譽ある岐阜監獄、練習所の質疑會に於て議論家の名を轟かしたる某氏の率ゆる名古屋監獄、上み典獄より下も看守押丁に至るまで能く和同協合し、一身を捐て、獄務の改良に熱心説意なる靜國の監獄等所謂帝國監獄の目貫きの要所とも稱すへき監獄をは歴觀し、斯道の達人と聞へたる外國教師の炯々たる慧眼を以て詳察精比せられたることあるが故に其視察の事項、改良の考案が一篇の復命書となつて内務大臣閣下の綠卓に上ばるの日の、長短優劣を盡して現はれざる隱微の事項、意を注かずして等閑に付したる纖微の缺遺、細大漏さず排然として紙上に現はれ、之れに對する氏の改良方案ハ徹を採り奥を索り棚々然として懸毫の尖頭に躍り、當局者をして感嘆と警惕と交々到的の想ひあらしむることありと信す尙ほ教師が巡視中。當局者ハ物語りたる事項等にして差

支へなきもの本誌上に掲載することあるへし
 ●如何の事項をば特に視察したる　ゼーパツハ氏か
 今回の巡視に就き最も注意を加へられたりと思はる
 の事項ハ看守勤務法、衛生、作業、用度、幼年囚及び
 懲治人の待遇等なりと謂へり、中に就き勤務法の割
 然晝夜に分ち、夜勤ハ交番勤務と巡回勤務とし、交
 番と二時間、巡回ハ三十分若クハ一時間の交代とな
 し、尙は監督をして時々巡回及び交番の勤務を監督
 せしむ、日勤ハ受持勤務と工場勤務とし、共に交代
 を爲さず、受持をして監房視察、検査、被服の授受、
 行狀勘査、出入、囚人の申請に關する事項及び是等
 に關する帳簿の記載等を掌らしめ、工場擔當主任か
 すへきものは工場の戒護書品の授受及び仕上帳、素
 品の受拂簿等二三、必要の帳簿を取扱ふに止まら
 せむしとなり、尤も夜勤看守をして午飯後一時間乃
 至二時間、交代して勤務せしめ此時を以て日勤看守
 の休憩に充つ二人以上の看守（若クは押丁）を置く
 所の一工場にあつて各自の受持區域を劃別すること

とい氏の宿論なり、改正監獄則の施行以來、嘗つて
 多種多類ありし所も移めて之を減少し、甚しき一
 監獄、四百に餘る多數の囚徒を一種の作業に就役
 せしめ、他の小數の殘餘ハ藝工とか米搗とか言へる
 お定まりの簡單業に従事せしむるに過ぎざるか如き
 ものあるを見る、監獄則の旨義ありしと言へは是非
 もなしとて果して教師は斷念するや否や、用度の事
 務を會計課の一部となすことに就てハ大に其不可を
 鳴らし帳簿の記載法等も亦た監督の不便少なからず
 と唱ふ、用度の會計より分離獨立し、一方は監督の
 地位に立ち、一方ハ獨立して其事務を整理するの地
 位に在らざるへからず、教師ハ用度の會計に属する
 を許して自畫自賛せしむる云へり、懲治人の待遇に關
 する教師の意見ハ曾つて之を本誌に掲載したること
 ありと覺ゆ、要するに監獄の内に懲治獄を設け殊に
 幼年囚（甚しき成年囚）と混交若クハ接近して業に
 就き教へに従はしむるの亂暴なるに嘆驚し、徹頭徹
 尾、別個獨立のものとし老練なる教育家を以て主任

なく所謂二人相持ちの姿となし而かも二人、椅子を
 並へて相對せしむるか如きは取締上、最も然るへか
 らざることもありと云へり、教師曰く二人相持（少く
 も一工場を二人の官吏を置くこと）ハ當だに戒護を
 嚴にするに足らざるのみならず倚賴、談話、及び責任
 の分派等に由つて反つて嚴正なる取締法を潰乱する
 の恐れあり寧ろ一人をして倚賴する所なく談話の相
 手なく獨立特行、唯一の責任を以て檢束せしむるの
 正確あるに如かすと、衛生に就てハ間々避病室の設
 けなきものあるに驚き肺疾患者を他の病囚と混交し
 て一病室の中に療養せしむるものあるに駭嘆せり、
 肺疾の最も恐るべき傳染病なることハ有名あるコッ
 ＊氏一たび之を唱道し終に伯林醫學社會の確認を得
 るに至り今や獨逸の監獄等に於ては到る所、離隔消
 毒等、最も慎重の注意を以て肺疾患者を待遇せざる
 ハあし、醫學の進歩を以て聞へたる日本帝國の監獄
 に於て未だ注意の此に及ぶものあらざるハ奇怪の至
 りなりとい氏の謂ひしとか、作業は多種多類あるへし

となし、教育的の規制に據つて待遇せしめざるへか
 らずとあり、幼年囚の成年囚との區劃嚴重ならざる
 ものあること亦た大に氏の非難する所なり、尙且聞
 くに従ひ追々に本誌に掲載して讀者諸君に報道する
 ことを怠らざるへし
 ●明治二十二年東京府下屠獸の景況　昨二十二年一
 月二日より同十二月三十日に至る一ケ年間東京府下
 の屠獸場に於て屠殺を許せし獸類の頭數は總計二萬
 二千四百七十一頭にして其内和種牝牛一萬千九百九
 十五頭同牝牛三千二百三十九頭雜種牝牛の三十二頭
 同牝牛五十一頭洋種牝牛六頭同牝牛二十八頭牝馬千
 二百二十三頭牝馬二千九百四十五頭雜種牝馬四百九
 十頭牝羊百九頭牝羊四頭牝豚千五百二十頭牝豚千六
 百二十八頭なり
 其外諸縣より府下に輸入したる獸肉も許多ありて其
 總計ハ四百三十七頭なり而して此獸肉中馬關より來
 る牛肉ハ二百七十三頭神戸より來る牛肉ハ六十頭廣
 島縣より來る牛肉ハ十四頭にして又横濱より牛肉四

頭羊肉二頭千葉縣より豚肉八十四頭の輸入あり
當府下に於て屠殺する和種の牛の山陰、山陽、攝津、近江、伊賀、伊勢、尾張、伊豆、安房、三陸、越後、佐渡等の地方を経て来る者として其内中國及び九州の産を多しとす牝牛の概ね若齡にして強壯肥胖し其肉質の頗る良美なり牡牛の老たる者多く瘦瘠したるも大抵の疾病なし屠牛一万四千四百三十四頭の疾病に罹る者の唯六百七十五頭に過ぎず而して其病性の皮膚病眼病外傷輕易の内科的諸病暨ひ寄生虫等にして全く屠殺を禁止したる者の唯僅に四頭なり雜種及び洋種の牛は大概使用上に異狀ありし者にして病體多く結核に罹るか或は不妊なるか或は搾乳の目的なきか又老衰して種用に適せざる者等より總數百十八頭中に於て結核症に罹るも未だ初期に止まる者のみ屠殺し患部を截り除き販賣を許せしもの三十二頭に於て其内二十頭の肺を侵し四頭の既に肺と肝とを侵し一頭の肺と輸卵管とを侵し二頭の消食器及び乳腺を侵し一頭と唯輸卵管を侵し二頭と肝を侵せり此他結

病毒を接種培養して陽性結果を得たりと云ふ

●獨逸内國博覽會に就て 本年八月二日より獨逸國別林府に於て開設の内國博覽會場には第十回萬國醫會を開設せられ左記の豫定問題を討議せらるゝと云ふ而して其衛生部の論題は衛生警察及び醫事警察上の要件少なからざるを以て譯して同感諸子の劉覽に供す

第一問 實地的里亞病の蔓延を防遏するに如何なる所置を要するか

呈出者 巴里府 學士エロー君 クライスワルド府 教授ルフレル君

第二問 賣淫婦の社會に對する衛生的及び風俗的禍害 賣淫婦を防遏する爲めに要する普通の所置 特別の所置及び萬國共同の所置

呈出者 ブラッセル府教授チーリー君 維納府教授 カボシー君

第三問 多人數住居する家屋(木賃宿、棄兒院、囚獄)の衛生法

核症九頭惡性潰瘍一頭合せて十頭の屠殺を禁ぜず
雜牡犢中健全にして肥胖せるも生産後僅かに三週餘日に於て既に肺結核に罹るもの一頭を發見せり羊の良好にして悉く肥満し豚の府下及び千葉埼玉等の産の強健肥満すと雖ども府下産の者の「ストロンギラス、パラボクサ」に侵さるゝ者多しとす但し屠殺を禁止せしハ唯乳癌に罹る牝豚一頭あり
昨年屠殺の馬の前年に比すれば羸瘦衰弱せるもの大に減して往々肥滿健全尙は充分使役に堪ゆるものを屠殺するに至れり之れ蓋し馬肉食用者の増加せしと房總常野等の地方より牽來りし老齡衰弱せる馬の漸く減したるに因るものなるへし昨年屠殺せし馬の四千六百六十八頭の多きに至りしか内病馬の六百二十九頭に於て概ね外傷蹄肢病眼病皮膚病腫瘍及び輕易の内科的疾疾にして屠殺を停止せしもの四十一頭屠殺を禁止せし者八頭此内皮膚瘡病三頭ハ千束村屠場に於て發見し豫防法を嚴み執行せり二頭は禁止後十數日を経て斃れ一頭の農林學校に於て試驗用に供し其

呈出者 維納府教授 グルーベル君 モスコイ府教授 エリスマン君 別林府衛生官 ベール君

第四問 現時の結核症問題 該病の蔓延を防遏するに萬國共同の處置

呈出者 パビヤ府教授ソルモニー君 別林府教授 學士コルネツト君

第五問 腸室扶斯流行地方に於て多數の年月を距てハ腸室扶斯流行の増加せし實驗に就きて

呈出者 ポストン府衛生局長 チャルコート君 プーダベスト府教授 フォルトル君 ゴーテンブルグ府 學士アルムカリスト君

第六問 戰時及び傳染流行の時に際り多人數を給養する方法

呈出者 アムステルダム府教授 フォルテル君

第七問 墓地の衛生上に有害なる感應を有するもの 説の尙は維持すべきか
呈出者 タイプチヒ府教授 ホフマン君 別林

府政務官 ペトリー君

第八回 小兒の死亡數及び小兒の榮養法

呈出者 プレスラウ府教授 フリュゲル君

右記載の外同會に於てハ左の演説ありと云ふ

破傷風の原因及び預防法（パヒヤ府教授ソルモニー君）
鐵道旅行者の衛生法（ブーダペスト府鐵道局醫長學士ナタリー君）
賣淫婦の醫事的検査に關し花風病の危害有に就きて（プレスラウ府教授ナイセル君）

●女性の執着 之を責むれば激昂し之を宥むれば増長し之を殺せば難く且つ執念深きものありと、治に女性ほど御し難く且つ執念深きものありと、治獄の局は當る者と必らず女性を感化することの非常に難澁なるを知らん、刑事統計表を一覽する者は一目して女性に再犯以上の兇惡者多きを知らん、善に強きもの亦た惡にも強きとか、女性の一旦、罪惡に浸染したるもの容易に之を導化し得へくもあらず、一惡又一惡、終は男性も遠く及ばざる陰險殘虐の犯罪を逞ふするに至りて始めて結局す、慎まざるを奏せしむべきこと當局者の最緊要務ありと謂ふべし、語を寄す、大方の司獄官、女人を濟度するに要する十倍の力ハ將さに百倍の効果を以て報償する所あるへし、執着に對するハ執着に如かず、我れの執着を以て終に彼れの執着は打ち勝つに至らしむへし、之を執着利用の秘訣と稱す

●刑事被告人に對する制裁如何 質疑者あり曰く刑事被告人にして獄則を奉せず命令に従はず執拗頑冥にして如何に訓誡するも到底之を矯正するの望みなき所の者あり然れども監獄則に據つて之を責罰する能はざるか故に司獄官吏は宜しく手を拱して其爲す所に任せざるを得ざるもの、如し如何か之を制止するの道あるべきかと惟ふに這ハ新監獄則適用の下に於て到る所に必生を免れるの疑問なりと信す此疑問を明解するは固より難きはあらず然れとも解するの易きは反つて解の至難なる所以にして寧ろ解せずして賢明達識なる當局者の方寸に委するを得策ありと思はる若し強て解答を求むれば我れの顧

へあんや、女性の社會の道德に及ぼす勢力ハ實に輕視すへからざるものあり、實は女性ハ社會の幸福を生む母なりと云ふか如く反對に亦た社會の害毒を生む母たらずんばあらず、某學者の曾つて「女性と罪人の關係」と題して論じたるものの中に言へることあり曰く「前略女子ハ概ね精神的の造意者なり教唆者なり其の夫若くハ其子の罪を犯し法に背くを以て科皆之れに歸すと雖是れ元來已の造意し教唆したる者あれハ其罪多くハ婦女に在りと謂ふへし何んとあれハ子を教育して德に導き義に誘ふを務め汚行淫樂、一時の快を貪りて夫及兒をして一家團樂の幸福を得せしめず遂に之れをして輕躁及び犯罪の溝壑に陥らしむるを以てあり」と言ひ換ゆれば世に腐敗せる女性なきことハ犯罪も亦た據つて生ずる所なしと云ふも可なり嗚呼彼の惡女性一人以て能く幾多、恐るべき犯罪を産出するの魔力を有す、恐るべきハ此惡魔なり、剿絶すべきハ此外道あり、改良導化の非常に困難なるにも係はらず此困難を排斥して其効

みて他を言はん曰く宜しく懲罰と同等の効力ある取締處分を施行すへし或は隔離したる狹隘の室房に拘束するも可なり或ハ戒護を施すも可なり其他にも亦た種々の手段方法あるべきあり要するに監獄は其規律の嚴正を保持するの職權（義務）を有する以上は從て之れに必要ある取締處分を執行する上に於て何人も容喙すること能はざるへし刑事被告人に對する制裁の設けなきハ深く憂ふるに足らざるなり（以上ハ其監獄學者の所説を筆記したるものに係る）

●朝鮮に於ける裁判の模様 民事刑事共に使守令監之を專斷し死罪ハ其處刑後之を刑曹衙門に上申す而して使守令監を概ね其司法を衙前將校に委任して自ら關知せされは其弊害擧げて數ふへからず且つ民事刑事共に吟味するに拷問を用ひ其慘狀言ふに忍びす例するハ官廳門前に刑具立ち並ひ其數少からず先つ大棍長六尺五寸幅八寸中棍長五尺五寸幅六寸小棍長四尺五寸幅四寸あり共に形、笏に類し桎木にて作る真棒長六尺周五寸松を以て圓柱を作るなり此他、

首枷、手枷、足枷あり若し罪人あるときは之を官廷に拘し來り一應吟味して後板上に伏せしめ男子あれハ股、女子なれハ足先を棍又は棒にて打つこと三十、殊に水を吹きかけ血進りて庭上に流るゝに至り更に吟味をなし又之を打つこと始めの如く罪人は往々にして氣絶せることあり故に一たひ人に訴へられ又ハ罪ありと疑はるゝときハ右の拷問に耐へずして誣服するを常とす罪人已に誣服するときハ之を

牢屋

に繋ぐ輕重の二所あり輕きハ尋常の一室にして唯た戸を固く鎖し重きは土間にして中に柱を立て罪人を縛りつけ又ハ土間ハ角木を並へ其角を銳にし其の上に罪人を臥せしめて之れに首枷手枷又ハ足枷を加ふるあり食物は一切罪人の自辨とす故に家産なく親戚なきものハ牢屋に入れハ飢ゆるを常とす亦た之れあるも其痛苦に耐へずして死亡するもの十中八九なりと云ふ若し幾度吟味するも自服せざるときハ永く牢屋に繋ぎて宣告を作り罪人未だ服せざるに之を刑す

如何となれば此時に當てや人々寒に叫び饑に苦むを

ること少からず刑罰ハ斬、絞、流、答ふして別に奴隸になすことあり逆人ハ其罪、父母妻子兄弟に及ぶを常とす

●物價と犯罪の關係 刑事統計は彼の有名なる佛蘭西の統計學者クエットレー氏か斷頭及び槽舟（槽舟人を刑して槽手）の豫算表と稱し、か如く非常の事變あるに非されは毎年平準の數を示すこと亦た奇なりと云ふへし然れども此平準ハ非常の事變に由るの外又或る顯象に由つて變動を來たすことあり例へは財産に對する重罪、輕罪、就中、竊盜を食物の價格殊に五穀の價格と比較するときハ食物の高價あるに従て必ず財産に對する犯罪の増加するを見ん、如何となれハ食物即ち農産物の價貴く其産物の國內に充滿せずして不作の不幸之れありしもの兆となすを得へし乃ち之れより生ずる窮困は財産に對する犯罪を増加するものなれハなり之れに反して五穀の價格低落し粒米狼戾の穰歲に當てハ則ち身體に對する犯罪即ち故殺毆打創傷謀殺風俗に關する罪の増加するを見ん

否若し減少したらんハ如何ある程度まで減少した

と云ふ若し幾度叫喚するも自勝せざるを以て永く牢屋に繋ぎて宣告を作り罪人未だ服せざるに之を刑す

如何となれば此時に當てや人を寒に叫び饑に苦むを須むす其身勞する少して食を得る裕に些少の金を擲て多量の米穀を購ふを得是に於てか人々互に輕躁強傲の風を長し遂に惡念を起すに至れりなり

以上統計學の審にそる處にして左の數の之を証するに足るものありサクヒンよ於て「シエツフエル」ノ類

千八百六十年 百七十「グロツシエル」

千八百六十一年 百八十一

千八百六十二年 百七十三

千八百六十三年 百四十七

に當れり而して此昂低に適して財産に對する重罪輕罪の割合百に付三十七、四十、三十八、三十六等なり其身体に對する重罪輕罪の總數及び割合百に付三十五、三十三、三十四、三十五なりとす我國に於ても昨年より本年にかけて米價騰貴の爲めに著るしく財産に對する犯罪の數を増加したるや明かなり之れに準して果して身体に對する犯罪の數を減少したるや

糶米狼戾の種族に當てり即ち身體に坐する刑罰出せ故殺毆打創傷謀殺風俗に關する罪の増加するを見ん

否若し減少したらんは如何なる程度まで減少したるか統計學者の思ひを凝らす所あるへし

●松井警部 過日虎疫の爲めに落命せられたる福岡縣警部松井茂久氏病牀の顛末を同縣警部長より在京會員某氏へ報せられたる一書を左に掲載し生命を職務の犠牲に供せられたる有爲希望の松井氏の爲めに恭く同情を表すること爾り嗚呼哀ひ哉惜むべき哉遠賀郡内虎疫流行其勢猖獗にして益々蔓延の兆候あるを以て去る四日故警部松井茂久に四日間を期して實地視察を爲し來るべき急命を下したるに同人の即時同地に出發若松黑崎蘆屋等の狀況を一々視察し期の如く七日の夜飯廳直ちに小官の宅を訪ひて復命し翌日の例刻の通り出勤す語氣の平常に異なるなきも顔面肉落ち骨露れ居るを以て疲勞を感ずるさきやと問ひたるに別段疲勞の感せざるも同地出張中二日間佐藤警部(虎雄の事)飼養の馬を乗り東奔西走したるを以て或の爲め肉落ちたるからんかと答へふり今より思へば日光に曝され東西に馳驅したるの

要素に相違なかるへきも同地より飯途一回暴瀉せし由なるのみならず小官宅より引き取りし後も例の通り書見して夜を深せし趣またろの翌即ち八日の朝の自宅にて二回程下瀉せしとの事なれば是等は其容貌を變せしめたる正敷き大要素ありしあらん乎午前九時頃其席を去りしやと覺ふ間もかく應接室より給仕を連呼する事二回須臾にして給事あわたくしく小林屋を呼ぶ同屋至りたるは同人の鑿窓によりかゝり顔を窓外に出たし吐し居りたりいそかわしく椅子を與へ倚らしめたるに早や已に顔色憔悴して木の葉の如く青さめ玉の如きの冷汗幾滴ともなく額邊より瀝き下る兎角する内に部員悉く集ひ來る同人は例年夏季に至れり吐する事間々あり昨年築水汎濫の際筑後に出張せし折も吐したることありたれど別條なかりしか今度もまた例の通りならんしかのみならず最早心地好けれは皆御安神下さるへし拙者も今より檢疫本部に至り會議に列するの心得なりと云ふも自ら語氣奮はす、しばらくする内病院より醫師來診し輕症

りと云ひしと小官は午後三時頃より竜岡三ヶ尻警部と病床に臨む院の砂白く緑滴る處よて空氣清淨ある乾燥の地に新築せるものにて一室に患者一名を容る取扱方等甚だ丁寧なり扱て小官等同人の病床に臨み松井警部の何處に臥せるやと係りのものに問ひしに此人ころ其人ありと答へたり以て容相の暴變せるを知るに足る醫師及び係りのもの等に治療方等を與ふ依頼して立ち歸へり熟考するに看病者の老練なる婦人二名付き添ひ居るも是にて安神すへきにあらす依て本部員中より雇足立清太郎同小林芳次郎の兩名に介抱の爲め出向すへき旨を命す兩名のものの直に意を休して院に向て出發す時同日の晩景なり同夜木戸衛生課長病床に臨み枕邊に侍して禪味を談しかゝる時ころ「无」の字の觀念の尤も有益なれど語り合ひし由午前三時頃巡查金子惠教なるもの病危篤なりと避病院より急報し來る小官は此報を耳にするや左右の語なく吁可愛想なり望むものあらは何物にても與へきものと言ひ放てり此の言如何にして彼の耳に入

虎列拉なるを以て速に避病院に送らるべしと告ぐ依て警部中島彦太郎雇小林芳次郎外に親族一名巡查一名付き添ひ松原避病院に護送す中途に於て中島警部を呼んで「虎列拉病の腥撃するものなるや」と幽かなる聲を以て問ひたる時は護送のもの目と目を見合はせて愁嘆せしと正午を過くる二三十分頃院に達す院に入らんとする際暴吐せし趣にて疲勞の鉢益顯はれたる由院に於ては福岡署よりの急報に接し藥を用意して待ちつゝありし際なるを以て直に「かんだり」氏の皮下注射法を以て左胸部と肛門とより藥を注入す此の療法を施さるゝの前同人の醫師（知己なりし由にて始終熱心に親切に治療し呉れたる）に向ひ本部より此迄放尿を堅く忍びたるが（勝伯にならひたるものと知らる）今や耐へ難し如何にせんやと云ひけるに放尿し苦しからそと答ふ一鉢餘の水量を容るへき便器に暴瀉溢るゝか如く見る間に容貌を暴變する迄に肉落ちたりと云ふ護送者の右施術の終りたる後一同退院歸郷す醫師ののち烈なる異性虎列拉なりたりん其後彼を訪ひたる時はしきものあらは遠慮なく告げよと言ひたるに同人は彼此の言に酷く感ずる處ありたりと見ふ介抱者の某に向て警部長は予を實子の如く愛し呉る誠に感銘の至りに堪へすと語りたる由如此の急報に接したるも同夜にハ物故を爲さるゝし是ひとへに醫師か俗言の「どつたかみたか」の療法（かんだり氏の療法なるも）を施したるに據りたるあらんかと思像せられたり翌日即ち九日より更に看病婦一名を増し以前のものとは足立小林雇とを合せ都合五名にて力のあらん限り魂の續ん限り是非彼を死地より救済せんと奮發せり（九日より同人か死せる迄小官等ハ時々臨床訪問せしも一々之れを記すハ繁雜に渉るを以て必要ありと認むるものゝ外ハ之を省畧す）同日も危篤ありし事なきにあらざりしも別ハ記すへき程の事もなかりし十日の日中島警部臨床したる砌辭世の詞を作りたりとて口吟たる由あるも充分聞取れざる所あつて遺憾甚しき事と思ひしに後其手帖を閲みしたるに下の如く記しありたり死の

翌日當地發行の兩新聞に掲載せしめり 辭世詞 自幼而讀破万卷書聊實踐躬行雖得劇疾命迫且夕此心不少驚是實學效驗

右辭世の詞ハ多分九日の日ハ認めしものならんと想像せらる病苦の際なれば字格謹嚴を欠く嫌ひなきにあらずしも一讀酸鼻の至りに堪へず儒夫ハ以て興起すべく烈士ハ以て哭をるあるへし同日の事なりし手帖に筆記せるものを示しぬるの意を摘記すれハ一名看病婦を減し呉れよとの事なりし是きもどより些事たるも彼か官署の經濟に平素意を注ぎたるを知るに足る惡疫の上にもかかも劇症あるに八九十の三日間持ち繼けたる事なれハ最早性命に係る如き事ハあるまじと小官等に於て安神したるのみあらで當人も已に無りし命を助たりとて合掌して感謝する程なりし、されど病は癒ゆるに怠るものなれハ此際一層注意すへき事を命せり十一日迄て胸部と腹及び背に掛け皮下注射を施したる事六ヶ所あれば少しも身体を動す事叶はとたま／＼動けハ肉裂くるの感ある

瀬戸際なりと云ひたりし由讀せんとする際竜岡警部へ判任官五等上級俸に進められたる辞令書を傳達せしむ(この辞令書は九日に決行致し居りたるも同人に知らせずは却て病勢を増すの恐れありて未だ渡し居らざりしあり)翌々十八日福岡本橋口町勝立寺に佛葬す甚だ盛式なりし戒名は凌雲齋勤卿居士墳墓は先君の(同人か)傍らにあり當人ハ入院するや到底生命を保つ事の覺束あかるへしと信し遺言すへき事なきやど其意に障らざる様夫れどハなしに幾度ともあ／＼好き時機を伺ひ探らせたるも「母を宜敷頼む又た母に安心せらるゝ様申し傳へられよと云ふのみにして一言の私事に及ぶなく終始職務上の事をのみ述べたり尤も病床中に呻吟し居る際なれハ順序立ちたる事もなくまた纏りたる事もなかりしと雖ども徹頭徹尾公事上の外餘念をかりし其精意誠心訪ふもの悉く感歎賛賞せむと云ふものなかりし吁天此の有爲の士に年を假さず天道是乎非歟

●警察と監獄 どの間にハ密着ある聯絡を付とへし

趣にて大に苦痛煩悶するさ々餘所の見る目も憐れなりし醫師ハ福岡病院より熊谷大森南醫學士各一度宛特々來診す十一日の夜分より少しく精神錯亂の氣味あり係りの醫師等ハ「ハんのう熱の然らしむる所に於て其熱こそ患者に對して希望する所なれと言ひたる由十三日の夜始めて小用通す同人の悦び驚ふるものなかりしのみあらで介抱人なる足立小林外に親族のもの一名及び醫師某等の事務所に於て爲に祝杯を挙げたりと云ふ十四日無事にて記すへきものなく十五日午後四時頃熊谷醫學士來診して皮下注射を施せし所に膿を生し居りたるを以て長さ二寸許切開す此の外に尙ほ三ヶ所程切開術を施すへき筈なりしも一時に之を爲さハ思しかりなると一ヶ所にて留め餘ハ異日に譲りぬ其夜三時頃病危篤ありしも持ちこたへて翌十六日夜午後八時三十分行年廿九を最期として遂に物故す落命より凡ろ三十分前熊谷醫學士來診して即今落命する事はなかるへきも身体疲勞せる事あれば保命の義ハ覺束あかるへし本病は本日當りか

監獄は犯人を拘禁するに其者の入監前の行狀及諸關係を知悉せると必要なり少くとも便利なり故に犯人住居地の警察より之に關する通報を受くることとなすへし又出獄後の者を監視するハ警察の任にして(刑法の監視に付せられたる者の勿論其他の出獄者と雖も一度刑罰に觸れたる者の總て警察の注目を迫るへからず)在獄中の行狀を詳にせると監視執行上必要かれハ監獄より釋放の際委曲の通知を受くると便利あるへし故に一般に此途を開かれんと希望に勝へす既に監獄官練習所の教官たるフンゼーハッハ氏も普國の之に關する制度を細説せられたる趣かれハ吾人と別に喋々せず又本會講義録獨國警察法中にも詳細を載せられされど讀者の參看せられんとを乞ふ吾人ハ他日此問題を論述するの機會あらんとを望む

●看守の訓授 必要あり常に之を行はるへからずとは何人を能く口にする所にして吾人も屢々耳にしたるとありと雖も如何せん之を言ふの易く之を行ふの難き故に全國を通して言へハ適實且有效の方

法を以て其事の實施せられつゝあるの未だ半にも足らずとか聞けり是に於てか頃日内務省より此事に關して令せらるゝ所ありたりとか傳承せり其上の全般に必ず行ひるゝとどなるへけれハ吾人も喜悅に勝へざるかり既に警察にては數年の經驗あり而かも著效を奏したるとかれは吾人は其何故に今日迄普及に至らざりしやを疑ふなり人の鬼神に異なり學はすして知るへからそ習ひすして記すへからす常習の必要誼抑へからざるなり此訓授ハ毎朝交代を行ふかれハ其時又晝夜の勤務者を各異あする地に在ては午後交代を行ふ爲めに看守を集合したる際に施すへきとあるへし畢竟訓授の目的ハ看守をして法に違ひ令ふ背くの舉動及言行なからしめん爲に必要なる法規を諳記せしむるゝあるへければ毎日あり隔日なり成るへく頻々舉行せられたきとあり其時間ハ毎回三十分時位を以て適度とせんか其事項ハ成るへく實際に探るを可とすへし即ち當日又ハ前日にありたる事實に就て注意を與ふるとなど最も妙なるへし總して人々の心

で取寄せても可あり況や聽講上入用の書籍は練習所より於て世話せらるゝに於ておや

●惡疫豫防の一段 と言ふも大業なれと常に注意すれば惡くハあるまじと思ふ廉々を一括すれば唾を嚥下すると無用なり外にありて口を開き居るとも危険あり手撮みに物を食ふとも慎むへし是等の行儀よき社會にありてハ無論あるまじき事どもなれと記して戒めず其外飲食を爲す前にハ口をそゝき手を洗ひ成るへく病毒の體内に竄入せざる様用心すへきかり又言を待たさるとなから病毒の疑ある地は於てハ用心の爲め必ず鼻より呼吸すへし

●溝の不潔 あるハ今日にありて據るなき次第あり唯疏通を保排し填塞を防禦するの外なきなり然るに頃日某所に於て公衆の眼前を憚らず鶏の頸部を穿ちて血を溝中に点滴し居るを目撃せり是ハ鳥店あて毎日許多を割烹するとなるへけれハ溝をして汚穢からしむるとも容易あらざるへし元來只さへ汚泥穢土の充満する上に血液などを投入せられていたまらぬ次

頭に在る事柄を根據として説くときハ大に記憶し易きものあり吾人の此後訓授の材料を試に編述して次號以下の紙上に掲載するあるへし

●監門 は常に開放せざるを可とするハ歐米當局者の間との輿論なりと聞けり塙壁を二重に構へ中門の設ある監獄ハ別問題とし外圍の充分堅固からず且人手も饒あらざる監獄に於てハ斷然閉門の事を可とすへし就てハ鎖鑰ハ西洋風のものを用ひ内外より鍵を以て開閉し得るととなすへし然らば平常門衛者の特置を要せず又夜間巡警者の出入も各々鍵を所持し居れば自ら開閉を辨して可なり尤も鍵ハ其都度監督官吏より交付するとなすへし此の如くするときは別に差支を生ずるとなくして人力を省くことを得へきなり

●練習所受業生の手當 としてハ別ハ給與せらるゝとなき筈の由元來修學中は錢なきを利とす富豪の子弟にして學業の大成立たるハ古來稀なり私金たりども成るへく少く持參せらるゝを望む若し書籍購求等の爲めには是非とも入用の事あれハ卒業の間際に至り第なり其他時々街上にて魚を調理し居る肴屋あり魚の臟腑を無遠慮に溝中かどへ放擲せるを見るときなり是等は皆衛生上風俗上の害あるものと思はる如何にや

●監獄慈善費 本年六月十七日内務省訓令第二十三號に依り監獄慈善の用に充つへき貨物にして地方税雜收入に編入するの順序ハ仮令ハ監獄則第二十四條ハ規定せる貨物の生したるときハ先づ之を公賣に付し而して其代金ハ府縣會開設の期^{通常會若くは臨時會}を待て之を雜收入の豫算に編入し其支出ハ監獄費の内譯末位に慈善費の科目を設け之に前記雜收入に組入れたる金額を編入し共に議會の決議を経て支出し又其年度を終り本費に殘餘を生したるときハ之を翌々年度に繰越し仍ハ該年度の慈善費に支出すへきものにして右の如く取扱ふ所以のものハ監獄則に基き支出ハ其貨物の實收入に超過すへからず又其仕拂殘餘ハ他の費途に流用せしめざるの旨趣なるに依るとか云へり

●新入監者にハ先づ入浴せしむへし 暑中の尙更の

こと身體衣服とも汗染みて不潔となり易く爲めに汗臭を發す汗臭をかくは病源の一なれは出來得る丈けは清潔になし疾病の奴隷とならざるよふ注意せざるへからず況して惡疫流行の時節は最も注意を要するなり新に監獄に入る者の多く汚穢垢染し其臭氣の鼻持ちのならぬものあり常人の健康を害するは勿論之と同房する者の迷惑限りなし已に新監獄則にて浴湯の度敷を變更せられたるに於ては日に入浴せしむるも成規に觸るゝことなきに至りたれは新入監獄者に必ず先づ入浴せしめて監房に入るゝことにせられたし斯くすれば衛生上宜しきを得るゝ云ふまでもなく檢身上にも大に都合を得一舉兩全とあるからん

●在監人の賄ひ人民の請負に爲すべからず 監獄によりては在監人の食物を人民に請負はしむる所あり之れを人民に請負はしむるの手續を省き費用を減し彼是の便宜ありと聞及へり經濟上より論すれば或は然らんかあれども之を人民に請負はしむるときは種々の弊害生じ易きものあり何とあれは請負人の利益

のみ先づ着目し食物の良否は第二段に附し或は措て問はざるに至るは自然の勢あればあり之を防せくは検査にあり検査さへ嚴密になせは如此弊害の生する譯なしと反駁する人あり一應尤ものようなれども如何に嚴密に検査すればとて米麥及菜の分量を減じ又價安き菜類を用ゆる事免かれざる所あり況んや一々之か検査を嚴密に爲す能はざるに於てをや又人民に請負はしむるの手續を省き費用を減するの便宜あるに似たれども在監人員五六十名以上の監獄に於ては炊事を爲すも決して不經濟なるの憂ひなかるべし假りに不經濟ありとするも監獄にて炊事を爲せば自由は食物を撰むを得又適度に肉類等を給與するを得衛生及び獎勵の道を講し得るの便宜あり彼に失ふも此れに得決して損失は之れなきなり旁々以て人民に請負はしむるの不可なるを認む故に人民の請負は廢止せられんことを望む(單に拘置監のみの所論外なり)

●在監人の面前にては喫煙を禁ずべし 今や禁制の

改良と共に吏員の勤務は整然とし更に間然する處なく復た昔日の弊風を存せず喫煙の如きは最も嚴制せられたるなり然るに外役先等に於て囚人を戒護しつゝある際随分退屈あるとあり斯る場合に於ては戒護者中國人の面前をも憚らずポケットより煙草入れを出し摺附本を以て喫煙する人あるを見受くることあり此の囚人の情欲を誘發するに至れば最も慎まざるべからざるなり之を慎まんに戒護者諸君にして其勤務中の煙草入れを携帯せざるを得策ならめ聊か注意を請ふこと爾り

●萬國監獄博覽會へ本邦よりの出品 は去五月廿七日露京に著したる由然るに品數僅少あるにより一國の列品として不釣合なる憾あるなれとも本邦の出品は總て外貌美麗あるを付飾付たる處にては至極見榮あり且今回の博覽會へ亞細亞洲より參同せしは獨り我が帝國あるのみなれは至て評判宜しき旨其筋へ通知ありたる由

●車夫の風習 狡猾なる車夫の仲間には惡手段を施

らして警官の眼を眩まし種々の惡業を働くものありその一二を扛けて其筋の注意を請はん(一)地方一般に人力車に嚴重なる取締規則ありて車体の構造法は最良の規定を嚴重にせられたり然るにこの頃往々此規定に適合せざるやの疑ある如何敷車を挽て乗客を要するものあり乗客はろの車体の汚穢脆弱に傾くを見れば無論之を避て乗らざれども停車場にある群聚中に於てある一人に乘車を約束し而して車を挽き來るを見れば何を計らんやの衣服の汚敗惡臭を發し一嗅嘔氣を催しろの車体を見れば内張が剥れて藪を顯はし泥除の半割れて僅にろの形を存し有れどもなきが如く桿棒は裂けて漸く細引にて結び留め車輪のノとして圓形を倣さず動すれは輪支を脱せんかと疑はしむこれに乗るもの縦し性命に別條なきも挫傷を免るを得ず警官は如何にしてかくの如き恠しけある車体の使用を許可したるやを疑はしむ斯く危険なる車に乗るは極めて物數奇の人あるへは通常一般の人々の之を謝絶す謝絶に逢ふて車夫は默止する

か中々黙止する所でなく車の汚穢あるを以て人を馬鹿にするな車が汚穢ありとて先方にさへ行さるへすれいよいていかいか一旦直の定つた車是非乗て貰ひねいからぬと強請し之れに次くに罵詈訾弄を以てすかよふある車へ使用出来ざる等なるに如何にして之を挽き得るやと之を探くるにいかにも狡猾惡手段を爲すなり都會の地は車の數多く之を調査するに一時は輻輳し來るかゆへに車の見分け明瞭ならず昨日甲某の検査を受けたる車を今日再び持來りて乙某検査を受け以て検査官を瞞着す是を以て検査上擯斥を受ける車かくいつも立派に検査を通過し得るもその實使用せる車の前頭の如きものなりかく狡猾なる手段を施し得るものハ他なし車体に番號を附せざる車と車体検査證を針附し置さるの致す所からざるへからず(二)挽子の營業許可を受けろの筋の鑑札を受け居るものにして車を挽かす營業を爲すものあり如何なる方法にて斯く爲し得るやといふに車の多く集合せる地(東京市中特に吉原堤に多しと聞けり)に於て輓子

の服裝を爲し客來れり之を要して乗車を進め直を不相當に唱へて數十歩客に蹶尾し集合場を離る頃漸く賃價を定め暫く埃たんとを請ひ走せ歸て歸路の輓子を求め一割若くハ二割の賃錢を貪り客を讓る歸路の車夫の不當を憤れども空車歸路に向ふよりハ勝れりど觀念し且彼等の慣手段なるを以て不得止間錢を拂ひ乗客の處に至る乗客の車の車夫の異なるを見て恠しみ問えば自ら請ふて貰ひ來れりといふ乗客に於て別に利害なきを以て之に乗れり然ども此勸誘を爲し間錢貪取の車夫は是れ車かしの輓子にして自ら勞働に服せず唯間錢を貪取するを以て一種の營業と爲し若し他の車夫よりして乗客を勸誘するか如きとあるときハ忽ち之を妨害し甚しき喧嘩を吹き掛け毆打鬭爭至らざる所なし乗客の迷惑を受くるハ勿論車夫營業の自由を妨けられ權利の保護を受くるの地なし箇樣ある車夫即ち自ら車を挽かざる輓子の營業免許ハ其筋に於て之を與へず又既に與へたる輓子として此の如き疑あるものハ充分に探偵して之を調査しう

の鑑札を取上る等の取締を嚴重にせられんとを希望す(三)餘り續言に涉れとも今一つ記載するとあり人力車停車場近傍に於て停車場外ハ彷徨せる車夫が乗客を勸誘する場合あり若くハ客の方より乗車を望むあり此の如き場合に於て停車場に在る車夫は忽ち他の車夫ハ喧嘩を吹き掛け自ら他の營業を妨害するを思ひす却て他に向て營業の妨けよする無法ものとの之を罵り將に成らんとしたる乗客の協議を妨け客をして乗車の自由を失はしむ取締規則ハ如何に嚴密なりと雖ども之を執行すると緩慢なれば法ハ則ち死法となり條文ハ則ち空文たらんのみ是等の如き惡車夫と隱密手段を施して時々規則の下に懲らすにあらされハ終ハ矯正するの途なかるへし

譯はあらず例解に於て解説したるのみにてハ分明ならざる廉あるを以て其形狀を圖にて示せるあり然ども裝飾徽章の寸法に至ては勅令既に之を定めたるを以て又如何ともすると能はざるへし今風聞する所に依て掲げんに袖章の線條裝飾方に勅令規定以外のものありといへり官報所載の圖式ハ稍長圓形にして恰も風船形に交叉しあるを改めて稍圓錐形に交叉するものあり然ども是ハ唯其形を違へたるを以て敢て反則といふにはあらずるへきも裝式の寸法を伸縮せるものあるハチト勅令の明文に違ひハせぬかと思はるれども何様人各思ふ所に依て取捨するも是ハ是ハ格別なれともかく立派な定められたる服制なれハ可成區々に涉らざる様ならんとを希望す又正衣襟章の圖式を見るに官報ハ警視總監と副總監以下と同一に上縁側縁とも二條となり居れり而して例解にハ副總監以下ハ上縁側縁とも一條とあり之れに依て遠鄙の地方に於て所ハ依り大に誤を生じ圖式の二條に對するもの一條は金線にあらずして襟地共絨を縁に顯

●警察官服制に就て 該服制發布以來警官諸氏ハ已に新式に依て續々調製せられしならんが或ハ製式の區々に流るゝものあるやの風聞あり尤も官報所載の圖式ハ眞に其裝式の形狀を示せるまでにて純然この圖の通り一分一厘相違なく製せざるへからずと云ふ

三十五

いすものと爲し之を製したる向もあるやに傳ふるものあり斯は大なる誤にて裝置方は例解の如く一條たると勿論なり思ふに官報の圖の原圖に錯誤ありて二條の線を抹したるものあらんその筋に於ても既に過誤なるを見出されしからんかなれども例解に之を詳悉しあれのまゝかに誤ることもあるまじしと其の儘に置かれしならん前顯述ふる如く圖の唯々の形狀を示すに過ぎず宜しく例解に據て調製あらは誤かきに庶幾らんか

●受持巡查互報函 巡查を各地に散在せしめしより警察の事故ハ一層頻繁を加へ駐在巡查より所屬署への報告送書日を多數なり之を郵送するときは費用莫大にして經費の許さざるものあり依て二三地方にハ急速を要せざる書類を送達するため互報函なるものを設け甲乙受持區の境にして便宜の地に定置し巡回の都度必ず之を開披し書類の送致すべきものあれ携へて第二の函に投し斯くして竟に目的の場所即ち宛名の所は届くるなりこの方法ハ至極輕便なる方法

ハ熱線ハ工事の監督頗る嚴嚴なるより或ハ他の怨を估ひ此不測の暴裂を發せしにあらざるの併しなから幸にして某氏の遇然自己の寢室に臥せすして隣室なる新員の蚊帳内ハ其臥せしを以て不思議に此禍害を免れたり張良鉄錐を投して副車に中つ此加害も似而非なるものに非ずや

●外人に對する警官の注意 前年大隈伯の外務大臣たりし頃の外人に對し頗る強硬主義を取られ外人の内地旅行に頗る究屈不便を感じたるハ屢々耳にする所なりしも今ハ條約問題も切迫ならず警察上外人に對し別に強硬主義を取る事はなかるへし然るに此夏期旅行に際してハ随分種々の出來事ありて警察官も煩雜を受けらる中にも旅行免狀の途筋と進行の途筋と差異ありて悶着を起すと多く警察官ハ一步も之を假さず強硬主義を守持して夜半將に鶏鳴に達せんとする時刻でも更に容赦なく旅行地ハ逐拂ふか如き嚴格ある處置を爲すともありとか元より旅行免狀記載以外の地に來る外人ハ之を逐拂ふて可なれとも夜半

よして各地方都て此制を設けられ進て甲乙地方に遞送することを得るに至れば事務上の利益蓋大あらん歟

●東北鐵道工場屋根裏の破壊 ダイナマイトの勢力の劇甚なるハ鹽酸加里の比にあらざる然とも其使用の方法鹽酸加里の如く簡便あらざるを以て未だ曾て人身に危害を及ぼすの目的を以て使用したるものあるを聞かざるに今爰に聞くさへいと凄然たるものあり取締上の參考まで轉載するハ青森縣下東津輕郡淺虫村の地内に設ある鐵道局員出張所に於て七月廿三日まご夜も黎明に至らざる午前一時過と思ふ頃該出張所の家根ハ轟然とすさましく響して家屋を破壊したりけれハ人々の驚ハ警ふるにものかや直に警察官へ報告せしかハ警官出張ありて檢證したるに全くダイナマイトを仕掛けたるものにして其場所ハ技手某の寢室の屋根にして屋上の木石悉く飛散し室内も亦破毀甚しく行害の景況を以て推測するに過失に發したるものにあらす全く技手某氏は性質剛直實務

若くは寢に就く場合に於て之を逐立るハ酷に過さて適當の處措と云ふへからす此場合にハ強硬主義を取らそ穩に論して特ハ明朝まで留るを許し明朝可成早く出立せしめ其跡にて詳細を其筋に具狀せハ可なり都て外人に對してハ心切ある取扱あらんとを希望す

●正誤 本誌第八號雜報の部二十頁下段麴町電燈局の音響と題する初項に「右記し終らんとする所へ」と記せしハ全く誤にて前文と何の關係なし右は全く冗文よして校正の疎漏を謝するの外なし

●警察官及消防官服裝規則 陸海軍にハ夫々嚴重なる服裝規則の制定ありて苟も相當の服裝を爲さハれは時と場合とにより罰罰を蒙るとあり也へに各人一整に其服裝を着飾し區々亂雜なるか如き不体裁あるを見す必竟多衆整列の場合に於てハ缺くハからざる裝飾なるを以てあり警察都内に於てハ服制の定あるの由來既に故るし然るに服裝に對する規定ハあらさるし尤も各地方とてハ内規の如きものありて自ら服裝心得の定なきにしもあらさるしがこの唯單

純なる心得位のものにして特に其地方部内に限り着装の齊一を計るに過ぎず故にこれまでに若し各府縣の警察官を一室に公集する場合に於て往々着装の不整不備あるを見時に奇觀を呈せしとあり今回服装規則の訓令ありしも是らの爲めどころ思はる

内務省訓令第廿七號ハ第一條より第二十七條まであり其第一條ハ服装を別て三種とせられたり正装禮裝常裝則ち是なり之を陸軍の服装に對比するときは頗る簡略なるを見る陸軍ハ服装の場合を細別して五種とせり正装軍裝禮裝通常禮裝略裝則ち是なり然とも警察部内ハ斯く細別するの必要なきを以て唯三種といせられしなり、第二第三第四の三ヶ條ハ服装の種類に座して裝飾の變ずることを示せしものなり而して正装と禮装とハ唯高等官の飾帶を帶ふるに否とにて區別あれども判任官に在てハ正禮共に裝飾を同ふす斯く同一とあるハ事依區別せざるを以て可なりと見るか如しと雖儀式上決然と此區別を要するものあるを以てなり且禮装ハ第三條第二項の時宜に依り常

裝に正帽正緒を用ゐるを以て禮装とすることを許されたる條項を利用するの便を謀り特に禮装の目を設けられたるあり第四條に常装といハ帽とありこハ正、常帽とも平常冠用するを得せしめたるものにして常衣のときと雖正帽を冠るを正則とするあり然とも各自便宜の爲め常帽を製して其冠用を許する旨趣なり常衣にて正帽を冠りたるは禮装は適用する場合との區別ハ正緒を刀柄に附するに否ざるの別あるのみ、第五條ハ消防官の帶劍を規定したるなり機關士にして脱劍するを許したるハ勞働の際妨害となるを以てあり、第六條は正装を着用する場合を規定したり、第七條ハ禮装の場合を規定せしものにして其内夜會其他廉ある宴會に臨むときを禮装の場合に特出したるハ是迄警察官は兎角の制服を着用するを忌避するの弊風ありて此の如き公の場合ハは大概通常の文官服を着用するの例たり今や其服制を改正し金光燦爛群衆の中に入て貴公子貴夫人の一瞥を牽くの價值ありしむ故に今後新服實施の際にハ公然の宴會

にハ必ず禮装を爲して之に臨まざるを得ず猶舊風に泥んて文官服を着用するは犯則の責を免れざるへし又賀儀葬祭にハ大概フロックコートを着用するの例なれども警察官たるものハ最早や制服の外にハ衣服なし私行の場合を除く外ハ制服を着すべきものなれハ此規則に於て特に禮装の場合に挿入せられたり、第八條は平常勤務の際常衣を服装することを規定せしめてなり、第九條ハ薄給者にして正衣を調製し得ざるものハ爲めに或る取除を設けたるものにして此條ハ可成適用せざらんとを希望す、第十條ハ正衣を着用するの必要なければと去連常帽を冠るハ警察官たるの目標となる上に於て不都合あるを免れず抑へに特に正帽を冠ふるとを規定せしあり、第十一條は夏衣を着用するハは炎暑の際に常装の場合とに限ることを規定せしものにしてその必ず夏袴を着用せしむる所以ハ従前の如く上白下黒の不體裁を防がんか爲めなり、第十二條ハ夏袴着用の場合を示せしものなり夏袴にハ徽章なし然とも夏袴ハ正装の場合にも着用

するを得、第十三條ハ外套着用の場合を示せり防寒の爲め特ハ室内に於て着用するを許されたれども暖爐ある室内に於てハ之を着用するを得ざるハ普通の禮讓なりとす、第十四條は乙種外套の着用法を示せしなり、第十五條ハ覆面即ち頭巾ハ甲乙の外套に附属して用ふることを示す、第十六條ハ日覆の用方を定めたるなり便宜垂布を除くことを得せしめたるハ體裁を保つか爲めなり、第十七條ハ腰紐の用方を規定したるなり本條に據れば腰紐ハ職務を執行する場合に於ては必らず腰下に緊束せざるへからずこの職務執行に臨監檢視監督巡回等都て外部に於て職務を執行するときハ帽の脱すると善く候り居るに拘りらず着装の規則として腰下に緊束すべきものとす腰下に垂下して之を緊收せず歩行の度に之を浮羅くこと動くか如き不體裁なる所爲あらハ之を譴責して可なり、第十八條ハ刀の佩用方を示せり歩行者に在ては刀を釣るを法とすれとも乗車の場合ハ之を釣らずして可なり、第十九條ハ刀帶の締方を規定し、第二十

條の正緒常緒の裝着を定む、第二十一條は短袴を着用することを示して必ず長靴を穿つことを規定せしめ短袴の徽章の常衣に同じと雖夏期に際しては夏袴を短袴に製して着することを許せり、第二十二條第二十三の兩條は手套及下襟を規定せしめ、第二十四條は靴を規定せり従前靴に對しては別に問題なし故に夏期に於ては自布の靴を穿つものなきにあらざる今都て黒革とせられたるを以て初めて一定せり、第二十五條は勳章其他の記章を佩用することを示し、第二十六條は警察官公式上數人集合齊列する場合に於ては豫め打合を爲し服裝をして區々乱雜ならざる様にすへきとを規定す、第二十七條は外套の携帶方を示せしものなり、斯く精密に規定されたる上は是迄の如き不体裁ある着服を爲すものなく警察官の体面上一層の威嚴を増すとからん

●虎列刺病の屍體運搬の騷動 本年の九州地方に虎刺刺病の蔓延甚しくして長崎縣と交通頻繁ある方面に最も多きを見る爰に福岡縣に於ける出來事なりと

を以て鬼津に於て苦情を唱ふる謂れあるものと思ふ

●監視假免の上申と就て 監視假免の刑法第四十一條に規定せられの狀情に依り行政の處分を以て假りにその監視の執行を免るす譯にして其上申方の刑法附則第三十六條に明文ありこの明文によれば被監視人を管轄する地の警察署若くは分署の長より直に内務大臣併に司法大臣に宛て上申せしものにして

その地方知事を経由するに及ばざるの論を待たず然るに事務整理の都合ありて數年以來知事の添申を要するの手續となり居由是れ其部下の事務執行に属する件を知事にして知らざるは不都合あり假令法律上穩當ならずといふか如き正當の理由ありて現今の手續に改められたるならんやへに上申の本書に依然署長より兩大臣宛にて署名せり又兩大臣より訓令を下さるゝにも直接に之れを爲せり然とも其文書の送達に知事の手を経る趣向ありとかかゝる手数を要するが故に意外に日子を費し短期の監視にして餘日少き時に及んで上申するものは假免の訓令を受くる

傳ふる一騷動あり八月の中旬頃とやらん遠賀郡の島門村といふ村に大字鬼津といへる所あり元と此鬼津の鬼津村と若松村との兩村なりしを數年前合併して鬼津村と唱へるの後町村制によりて更に島門村の名稱の下に一大字を爲せり此鬼津の方に數年以前已に傳染病埋火葬地の撰定ありて是迄數名の死體を葬りあれども合併したる若松の部落に係る死體を埋火葬することを鬼角忌避厭惡するの風あり此日若松に虎刺刺病死者ありしを以て巡查村吏等附添の上鬼津の埋火地に運搬し至りし所鬼津の部内に於ては早太鼓を打鳴らし一戸一人宛(戸數八十あり)の人數を出場し竹鎗又ハ鐸等の得物を携へ途を要して之を部内に入れしめす且暴行を加へて巡查村吏に激傷を負ひしをたたりと未開の地には往々此の如き奇怪ある舉動を爲すものありて巡查等の厄介を懸けると少くからず今鬼津埋火葬地の實境を聞くに其地ハ人家を隔絶したる適當の場所にして若松より運搬する通路ハ人家を距る二丁以上にして且山を以て隔絶するの地なる

此に既に期限を経過するが然らざるも屢かに數日を餘すか如き恩典の効驗甚少きものあるを免れず斯くてハ折角の取計も徒爾たるを以て監視執行官に在てハ充分此に注意ありて少くも半期を過ぎて不都合の舉動事跡あるものと速に上申するとに致されんとを希望す

又特別監視に附せられたるものに對しても普通監視同様假免を爲し得るやの妄想を抱くものあるやに聞けりこゝ一寸見ると成程尤の理由ながら特別監視の性質は普通監視と大に異なるものにして若し是れに向て假免を與ふれば刑期限内早く既に無刑の人となり結局特典有免に遭ふたると同様のものからん何となれば刑期中刑の執行を消滅し且つ監獄を出て自由の身とあるを以てなり論者あり特別監視に附せられたるものハ在監中よく獄則を遵守し改悛の情頗著あるを假に出獄を免るし家居して自由にその業を営むとを得せしむ此間果してその行狀謹直なるや如何を觀察する爲め特別監視ある名稱の下に間刑を執行

リテ此ノ徒法ヲ規定セシカ是レ他ナシ刑法ノ罪ニア
ラズシテ執行官ノ失タルニ歸セサルヲ得サラントス
蓋刑法特ニ之ヲ規定シタルモノハ刑餘ノ行狀ヲ觀察
シ兼テ犯罪者ヲシテ滿刑ノ後ト雖猶其行跡ヲ慎ミ自
ラ刑餘ノ人タルコトヲ思ハシメ悔懲ノ念ヲ發起シテ
再犯ノ意ヲ絶テ以テ純粹善良ノ民ニ化セシメント欲
スルノ旨趣タラズンバアラス然ルニ惡徒兇棍ハ刑期
中既ニ改悛ノ情ニ乏シク況ヤ監視ニ附セラルハニ於
テオヤ規則違犯ノ者十中ノ八九ヲ占メ甚シキ者ハ旅
券ヲ附與シタルノミニテ其行衛ヲ失フアリ支障ナク
コ視ノ執行ヲ遂クル者稀ニシテ告發搜查ノ煩ヲ招ク
監視トニシテ足ラズ監視ノ實際ニ益ナシト云フハ是
アルカ爲メナリ

今ヤ地方村落到ル處ニ駐在巡查アリテ其受持コ係ル
監視人ハ一ヶ月ニ幾回トナク實地ニ觀察シ時々戒諭
ヲ下シテ悔懲ノ念ヲ誘發シ職業ニ勉勵シテ再ヒ罪人
トナルコト勿カラシムコトニ教導スルヲ以テ被監視人
ニ於テモ迷夢ヲ打破シ再犯コ陷ルルコトナカラシム
地則チ署所在地コ於ケル被監視人ヲ署ニ出頭セシム
ルコトナク其地ノ派出所若クハ受持巡查ヲシテ認印
ヲ爲サシムルモノアリ其主持スル所ノ說ハ蓋遠隔ナ
ル地ノ監視表認印ヲ巡查ニ許シタル以上ハ法律上巡
査ノ認印ヲ有効トスレハナリ既ニ之ヲ以テ有効トス
レハ何ソ地ノ遠近ヲ問ハシ且被監視人平素ノ行狀
ハ受持巡查ノ熟知スル所ナリ故ニ認印ヲ與フル際ニ
能ク平素ノ不都合ヲ譴責シ得ルノ便アリ警察署分署
等ニ來リ署長等ノ面前ニ於テ形而上ノ謹慎ヲ表スル
モノニ勝ルコト萬々ナリ故ニ殊更ニ之ヲ派出所等ノ
巡查ニ委任シ署ニ出頭スルノ煩ヲ省ケルナリト云フ
コ外ナラス然レトモ此變則ノ發生ハ監督官廳ニ於テ
執法上ノ便宜ヲ計リ特ニ遠隔ナル地ニ限リ巡查ノ認
印ヲ許シタルモノナレハ地方官ハ自專ニ此便法ヲ擴
張シテ接近ノ地ニ於ケルモノニ及ホスコトヲ得サル
ハ明白ナル理由ナリ今猶此ノ如キ誤解ノ便法即チ署
在地ノ認印ヲ巡查ニ委任スルモノアラハ速ニ之ヲ廢
止セラレンコトヲ要ス

トニ汲々スルニ至レルハ實ニ現時ノ狀況ナリ且近年
ハ監視表認印ヲ警察署分署遠隔ノ地ニ在ルモノニハ
其受持駐在巡查ニ受ケシムルノ便宜法開ケタルヲ以
テ被監視人ノ便宜一方ナラス是レカ爲メ犯罪者ノ數
稍減少スルコ致レリ何トナレハ先ニハ一ノ認印ヲ受
クル爲メ一日若クハ二日ヲ空費セシモノ今ハ數時間
若クハ半日ヲ以テ認印ヲ受クルヲ得往復ノ開別ニ費
用ヲ要セス又職業ノ妨害トナラス規則ニ服從シ不
知不識犯則ニ陷ルルノ弊ヲ妨遏シタリ是レ監視規則
違犯ヲ以テ論セラル者ノ減少ヲ見ル所以ナリ
警察署分署遠隔ノ地ニ在ル被監視人ハ駐在巡查ノ認
印ヲ受クルコトヲ得セシメタルニ由リ其遠隔ノ地ト
ハ幾里程ヲ隔ツルヲ云フヤ之レニ就テハ各地方コト
ニ其意見ヲ異ニシ或ハ五里以上ヲ以テ限界トスルア
リ或ハ三里以上ヲ以テ限界トスルアリ又ハ往復一日
ヲ要スル里程ヲ以テ限レルアリ是等ハ遠隔ノ字義ヨ
リ云ヘハ孰レモ至當ノ意見ト云ハサルヲ得ス中ニハ
此變則ヲ利用シテ甚シキ便法ヲ構成シ遠隔ナラサル

警察署分署ヨリ遠隔ナル地ト云フニ就テハ前述ノ如
ク見解區々ニシテ或ハ被監視人ノ不利益タルモノア
リ因テ爰ニ鄙見ヲ述ヘテ參考ニ供セント欲ス此遠隔
ノ定義ハ坦道片道三里難路往復半日程トスレハ宜ニ
適セン歟何ヲ以テ斯ク等差ヲ附スルヤト云フニ羊腸
ヲ阪ヘ盤澗ヲ涉ルカ如キ難路ヲ歩スルト坦道砥ノ如
キヲ行クトハ其迅速殆ト三ト五トノ比較ヲ爲スヘシ
故ニ之ヲ同一ノ限界ニ置クハ宜ヲ得タルモノト謂フ
ヘカラス此場合ニ於テハ前者ハ里程ヲ量ラズ其發足
ヨリ警察署ニ至リ認印ヲ受ケ得テ歸宅スル迄半日即
チ凡ソ六時間ニテ事足ルモノヲ以テ限トシ其里程ノ
二里ナルト二里半ナルトヲ問ハス其半日以上ヲ要ス
ルモノハ受持巡查ニ委任ス後者ハ片道三里ヲ以テ界
トシ其以上ノ地ニ住居スルモノハ巡查ノ認印ヲ受ケ
シム斯クスレハ被監視人ニ於テ不便ヲ感スルコトナ
ク又監督官廳ノ之ヲ許シタル旨趣ニモ庭運スルコト
ナカラシムカ
監視執行ノ要ハ間接ニ被監視人ノ行狀ヲ觀察スルニ

法令註解

四十六

在リ規則ノ表面ハ彼來テ謹慎ヲ表スルヲ以テ足レリトオレトモ是ハ唯形式上ノ規定ノミニシテ被監視人ニ對スルノ檢束ノミ監視規則ハ決シテ執行官ニ向テ應爲ノ義務ヲ負ハサス故ニ執行官ニ於テ遵守スヘキ條目アルコトナシ此ニ於テカ間接視察ノ要ヲ生スルナリ然レトモ直接臨監モ亦必要ナリ故ニ間直併行シテ初メテ其全ヲ得ン

被監視人視察ノ實況ヲ查覈スルハ實際甚必要ナル件トス今爰ニ視察ノ一斑ヲ述ヘントスハ凡監視ノ視察ハ一ヶ月ニ二回位ノ臨監ヲ爲シ其他ハ全ク間接ノ視察ニ止ムヘシ此二回ノ臨監モ一回ハ戸口調査ノ際ニ之ヲ爲シ他ノ一回ハ特ニ巡回ノ際直接ノ視察ヲ行フヘシ屬臨監サヘスレハ監視執行ノ能事足レリトスルモノアレトモ大ナル誤見ナリト云ハサルヲ得ス蓋臨監ヲ屬スレハ被監視人職業ノ妨碍トナリ警察ニ對スル厭忌トナリ隣佑鄉閭ノ恠訝トナリ監視人ヲ疑フ意思ヲ生シ之レト伍スルコトヲ屑トセサルニ至リ被監視人ニ自棄心ヲ發セシムルカ如キ不良ノ結果ヲ見ル

テ防遏シ善良ノ民ニ化セシメントスルナリ此解放者ハ警察署分署ニ解放者臺帳ナルモノアリテ一々之レニ記載シ置キ或ハ三ヶ月或ハ六ヶ月間受持巡查チシテ間接ニ視察セシムルナリ此事外形上ヨリ評下スレハ甚善良ナル方法ト云ハンカナレトモ既ニ無罪トシテ解放シタル者ヲ疑フテ視察スルハ求メテ煩ヲ買フノ愚ヲ見ルニ近シ寧ロ之ヲ爲サハ純潔ナルニ若カスト思考ス

巡閱官ハ以上ノ諸項ニ就テ參考シ實地査閲ヲ行フニ當テハ巡查ノ被監視人ニ對スル行爲及其待遇ハ如何ナル程度ニ在ルカ其直接間接ノ視察ハ一ヶ月幾回ナルヤ其間接ノ視察ハ重ニ如何ナル方法ヲ採リシヤ等ヲ查覈シ苟モ監視執行ノ精神ヲ誤ルカ如キモノアレハ縱容ナク之ヲ訓戒セラルヘシ徒ニ監視無益論ニ沈醉シテ監視執行ヲ輕視スルコト勿レ

問 答

●囚人ニシテ包藏罪自首等ニ依リ令

ニ至ラフ故ニ一回ノ臨監ハ戸口調査ノ際ニ於テシ他人ハ勿論被監視人自身ニサヘ臨監チ心付カスシラ經過セシムルカ如キ方法ヲ採リ他一回コソ眞ニ視察ノ爲メ臨監シタルコトヲ記憶セシメ陰顯相待テ監視執行ノ目的ヲ達スヘシ直接視察即チ臨監ノ場合ニ於テハ其平素ノ心得行狀等ヲ戒諭シ兼テ悔過遷善ノ道ヲ講シ彼チシテ眞心悔悟ノ念ヲ發セシメ其天真ノ良性ニ復歸セシムルヲ務ムヘシ又他ノ間接視察ハ巡回ノ際一ヶ月五六回位隣佑鄉閭ノ風評ヲ聞キ其他交渉ノ事柄職業ニ依テ生スル事實等ヲ參酌シ以テ其良否ヲ推知スヘシ被監視人ニ對シテ之ヲ待ツコト刑罰中ノ者ト同一ノ感情ヲ以テ之ヲ待ツヘカラス可成寛ニ從ヒ唯其チシテ監視規則違反ノ罪ニ觸ルハコトナカラシムルコトニ注意アレハ可ナリ

狀ヲ發セラレ拘置監ニ入監セシモ

ノ、所遇ニ付疑問

廣 瀬 伊 藤 次

甲曰ク本案ノ場合ニ於テハ囚人ヲ以テ遇スヘシ其所以ハ假令包藏罪ヲ自首スルモ本刑ノ刑期ハ拘置監ニ入ルモ刑期ニ算入スルヲ以テナリ若シ之ヲシテ刑事被告人ノ取扱ヲ爲スモノトセハ長期ノ罪囚ハ種々ノ事件ヲ圖リ拘置監ニ入ルヲ欲シ反テ弊害ヲ生スルモノナリ故ニ之ヲ遇スルモ囚人ヲ以テシ食物ノ差入被服臥具ノ自辨ヲ禁スルハ勿論獄則チ犯スモノアレハ之ヲ罰シ又賞表貳個以上ヲ有スルモノニハ米麥五分五分ノ飯糧ヲ給シ及加給菜ヲ與フル等總テ囚人ニ異ナルヲナキヲ以テ至當トスルナリ又此場合ニ於テ坐作ノ業ヲ爲サント乞ヒ盡獄之ヲ許可スル時ハ之ニ給與スル工錢ハ本刑々期ニ依リ重罪ナレハ十分ノ二ヲ給スヘキモノナリト

乙曰ク被告人ヲ以テ遇スルヲ至當トフ若シ甲者ノ議論ノ如ク囚人ヲ以テナルトキハ賞表チ有スルモノニ米麥半々ノ飯糧ヲ給シ又加給ノ菜ヲ與フル等ハ到底爲シ難ハサル所ナリ論者ト雖モ監獄費ニ區別アルヲ以テ之ヲ知ルヘシ又監獄則ニ給與ノ區分アル

寄書

モ知ルヘシ見ヨ監獄則並ニ施行細則等ニ拘置監ニ在ル者ニ米麥半々ノ飯ヲ給スル目アリヤ菜代ト雖一錢以下ニ非サルヤ加給ノ菜ヲ與フレハ之ニ超過スルノ違法トナルナリ又監獄ノ方ヨリ論スルモ刑事被告人諸費ト囚人諸費トハ判然區別アリ濫リニ之ヲ混同スルヲ得サルハ論者ト雖モ之ヲ知ルヘシ若シ論者ノ如ク囚人ヲ以テ遇スルヲ至當トセハ刑事被告人ノ費用中飯糧代ニ米麥半々ノ目モ設ケサルヲ得ヌ又加給菜モ置カサルヲ得ヌ如斯ナレハ費用ノ豫算ヲ刑事被告人諸費ノ内ニ置ク到底爲スヘカラサルヘシ果シテ然ラハ拘置監内ニ在ル者ハ徹頭徹尾囚人ヲ以テ遇スルヲ爲シ能ハサルノミナラス道理上之ヲ爲スヘキモノニ非サルヘジ如何トナレハ本來ハ囚人ナリト雖モ刑事被告事件ニ關シテ法官之レヲ拘留スル以上ハ純然タル刑事被告人ナレハナリ故ニ之ヲ遇スルニ被告人ヲ以テスルハ尤モ至當ナリトス

寄書

右甲乙ノ議論何レモ一理アラシキ其是非ヲ會員諸君ニ問フ

居混同セシメテ而カモ在監人員ハ尙ホ一定ノ制限無キニ依リ番號法ヲ施行スルニ困難ノ事情アルヲ免カレサルノミナラス徒ラニ手數ヲ増シ煩雜ヲ來シ事務ヲ澁滞ナラシメ戒護看査ヲ疎濶迂遠ナラシメタルノ憾ナキ能ハサルナリ然リ而シテ在監人ヲシテ互ヒニ其姓名ヲ知ラシメサルノ利益ハ十分期シ得テ望ム可ラサルナリ果シテ然ラハ我國現今ノ獄況ニ於ケル番號法ハ乃チ之ヲ無利無益徒勞徒務ト謂フモ敢テ漫言ニハ非ラサルヘキ乎否ナ法ノ善ナル美ナルモ獄況ノ未タ之レニ適ハサルヲ遺憾トス然レモ在監人ノ番號法ハ獄制ノ原則ナレハ二三故障ノ故ヲ以テ行ハサルハ猶ホ本ヲ忘レテ末ヲ追フニ等シク到底之ヲ行ハスシテ可ナラサルハ其方法ニ就キ最モ適宜恰當ナルモノヲ撰ヒテ事務ノ整理ニ戒護看査ノ周到ニ便且ツ利トスル所ヲ探ラサルヘカラス因テ頃來茲ニ一ノ方法ヲ接出シ別紙法案及ヒ雛形ノ如ク編制セリ乃チ此方法ニ依レハ襟番號ノ如キ一目シテ刑期刑名ヲ知り及ヒ何年度ノ處刑者ニシテ且ツ既ニ刑期幾分ノ何分ヲ經過シタルモノナルコトヲ推知勘査スルコトヲ得ルニ止マラス是レニ依テ亦タ其名其人ヲモ併セ識ルノ便道ヲ得又廳中ニ於テハ簡單ナル手數ヲ以テ何時ニ

●在監人番號施行方ニ就テ

在群馬縣前橋監獄 福原三 箴

聞ク歐米各國ニ於テハ夙トニ監獄ノ制度大ニ進步改良シ拘置監懲治場重罪監輕罪監執レモ各別立獨歩シ而カモ在監人員ニ大約一定ノ制限アリテ互ヒニ其事務ヲ整理スルノミナラス獄舍構造ノ制ニ至リテハ分房ニシテ一人一室ヲ限リ間々亦タ雜居制アルモ其房ハ則チ一人一室ニシテ唯晝間工場ニ於テノミ雜居作業ヲ執ラシムルマテナリト故ニ豫メ監房ニ一定ノ番號ヲ付シテ某罪質某刑名某刑期者ハ某監房ニ入ルト云フカ如キ便法ヲ云フヲ得テ單一ナル監房番號モ即チ以テ在監人ノ番號トスヘク在監人番號ハ即チ以テ監房番號タレハ番號法施行ノ爲メ内ニハ則チ廳中事務ヲ整理敏活ナラシメ外ニハ則チ戒護看査ヲ緻密周到ナラシムルノ利益アリト然ルニ今日我國監獄ノ狀況ニ於テハ全ク之レト相反スルモノアリテ刑事被告人マレ懲治人マレ重罪囚マレ輕罪囚マレ概テ皆ナ悉ク一監獄内ニ拘禁シ(内ニ就テハ夫々之ヲ區畫アルモ)同一吏員ヲ以テ之ヲ統制シ常ニ出入頻繁事務錯雜ナルノミナラス獄舍ノ構造ニ及ンテハ全ク純平タル雜居制ニシテ多キハ數十人寡キモ四五人ニ下ラサル數ナリ一室内ニ共

テモ常ニ出入人員ノ總計ヲ知リ殊ニ滿刑出獄者放免期日ノ如キハ數年後ニ到ルモノト雖聲ニ應ジテ立地ニ速知速報スルヲ得ヘキナリ若シ此方法ニシテ幸ニ害ナクシハ稍々便法ニ似テ且ツ庶クハ過チ鮮ナキニ幾カラシ乎然レモ元來生ノ獄務ニ從事スル年尙ホ淺ク才亦鈍ナリ加フルニ素ヨリ未ダ熟按ト謂フニアラサレハ想フニ他ニ尙ホ必ラス良法ノ存スルアリテ大ニ發明スルコトアルヘシ故ニ廣ク諸君子ノ意見ヲ問ヒ改削是正スヘキハ痛ク之ヲ改削シ以テ實施ヲ試ミント欲ス幸ニ諸君子ノ賜モノニ因リ完全具備ノ方案ヲ得ハ實ニ我縣ニ採リ獄務改良ノ一端緒トモ謂フヘキナリ冀クハ大方ノ君子別ケテ實務家諸君偏ヘニ一顧眄ノ勞ヲ厭ハス教ヲ賜ハランヲ深切望ノ至リニ耐サルナリ

在監人番號施行法

第一條 囚人懲治人及ヒ刑事被告人番号ハ各別ニ之ヲ設ク但懲罰人番号ハ囚人番号ヲ併用ス
第二條 囚人ハ之ヲ左ノ十種ニ分ツ但女囚ノ有期徒刑無期徒刑及ヒ懲役終身ハ二種ニ分チテ無期及ヒ終身ヲ無ト爲シ有期ヲ有ト爲ス
一甲種 刑期十年以上

寄書

但徒刑囚及ヒ終身囚ノモノハ之ヲ除ク

一乙種 同 九年以上

一丙種 同 八年以上

一丁種 同 七年以上

一戊種 同 六年以上

一己種 同 五年以上

一庚種 同 四年以上

一辛種 同 三年以上

一壬種 同 二年以上

一癸種 同 二年未満

第三條 刑期六年以上ノ囚人番号ハ第一号ヨリ第五百号迄トシ同六年未満一年以上ハ第五百一號ヨリ第六千号迄トシ一年未満ハ總テ第一千一號以上トス但

第六千号以上ノ者ノ襟番号ニハ其處刑年度ノ數字ヲ冠記シ以テ明治何年ノ處刑者タルヲ識別スルノ便ニ供セシム

第四條 刑期六年未満ノ囚人ニシテ附加ノ監視刑アル者ノ襟番號ニハ三犯四犯及ヒ五犯以上ノ符合ヲ冠記シ以テ其犯數ヲ識別スルノ便ニ供セシム

第五條 監視規則違犯ノ刑ニ依リ入監シタルモノハ前刑ノ何タルヲ問ハス凡テ犯數ニ計算シ前條ノ者

一號ヨリ起シ十二月三十一日ヲ以テ終リトシ以テ入出監人員ノ統計其他ノ用ニ供スヘシ但懲治人入出監番號牒ハ本牒ノ末尾ニ附設スルコトヲ得

第十二條 前條ノ出監番號牒ハ豫テ十餘冊ヲ調製シ毎一年一冊毎一日壹葉トシ囚人入監スル毎ニ其滿期出監ノ年月日用紙ニ順次本人ノ氏名及ヒ其番號等ヲ記入シ以テ各囚人ノ滿期出監ヲ豫知通報スルノ索引ニ供スヘシ但其出監番號ニ限リ本人出監ノトキ之ヲ記入スルヲ要ス

第十三條 刑事被告人番號牒及ヒ囚人懲治人入出監番號牒ハ一年一冊ノ外之ヲ設クルコトヲ得ス

第十四條 襟番號及ヒ符合ハ金屬製ノ印ヲ用ヒ黒肉ヲ以テ之ヲ捺ス

第十五條 各監房ニ掲出スル姓名札ハ本法施行期日ヨリ番號札ニ改正ス

第十六條 本法施行期日以後ハ出入監恩典執行獄則違犯者取調又ハ處罰言渡其他特別ノ場合ヲ除クノ

外ハ在監人ノ姓名ヲ稱呼スルコトヲ得フ
第十七條 本法施行以後囚人懲治人入出監スルトキハ各其空虛番號中最モ低キモノヨリ使用シテ之ヲ補充ス

同一ニ之ヲ待遇ス

第六條 懲治人番號ハ懲號トシ第一號ヨリ之ヲ起ス

第七條 刑事被告人番號ハ乾坤トシ隔年ニ之ヲ用ヒ毎年一月一日ヨリ起リテ十二月三十一日ヲ以テ終

リトス但太田高崎ニ監獄ニ在リテハ乾坤ニ分ツノ限リニアラス

第八條 番號牒ハ刑期六年以上ノ囚人六年未満一年

以上ノ囚人一年未満ノ囚人及ヒ刑事被告人ノ四部ニ分チ懲治人番號牒ハ刑期一年未満ノ囚人番號牒

末尾ニ附設ス但人員ノ都合ニ依リ一部一冊ニ約シ兼ヌルトキハ典獄ノ承認ヲ得テ數冊ニ分割スルコトヲ得

第九條 番號牒ハ各係醫務所教誨師詰所看守長代理

詰所女監取締詰所及各看守所炊事工場等ニ各要用ノ部數ヲ置ク但戒護係ニ於テハ本條番號牒ノ補助トシテいろは分ク索引牒ヲ設クルコトヲ得

第十條 戒護係及ヒ看守長代理詰所女監取締詰所ニハ別ニ分房牒ヲ設ク以テ毎朝夕在監人点檢及ヒ分房施行ノ用ニ供スヘシ

第十一條 庶務係ニハ別ニ囚人懲治人入出監番號牒ヲ調製シ毎年一月一日ヨリ入出監ノ順序ニ從ヒ第

第十八條 本法施行以後從來ノ牒簿ニシテ無用ニ属スルモノハ總テ之ヲ廢ス但其無用ニ属セサルモノト雖モ成ヘク本法ノ牒簿ヲ利用シテ他ノ牒簿ハ省

畧スルコトヲ勉ムヘシ此場合ニ於テハ典獄ノ承認ヲ得テ決行スルヲ要ス

第十九條 本法ノ牒簿番號及ヒ番號印符合其他ノ雜形ハ別紙ノ通り之ヲ定ム (表ハ次号ニ譲ル)

雜 錄

● 刑法上ル新案

岳 洋 居 士

一日「セーバツハ」先生を訪ふ未だ寒暖を叙するに遑まわらず先生先づ起つて一本の新刊書を机上より取て之を示し、茲書、今、ルードルフ氏より參考の爲めにとて特に使を馳せて惠贈し來る所のもの題して

假免判決論

と稱し判事リスト氏の立案に係る、請ふ子と共に之を一讀せんと乃ち其議論の要點と思はしき個條のみを摺據し、二人相對して勿々に之を一讀し了へり、論する所、或ハ賛同すへきものあり或ハ感服する能とさるもの亦た少しとせず請ふ先づ假免判決とい如

何なるものあるやを略説せん
假免判決とハ短期の自由刑を以て罰すへき初犯者に對し、條件を付して、假りに放免するの判決を必ずものを指きて之を稱す謂ゆる條件とは假免中若し再び犯罪に觸るゝ事あれば再犯に該當するの刑と共に前犯の刑をも併せ實行すべしと謂ふ事則ち是れなり而して

斯の如き其議論の要旨に曰く

實驗上、短期自由刑の當だに行刑の目的を貫徹せしむるゝ不便なるのみならず適宜に反對の成績を顯出し、反つて再犯も増加し重罪の關門に達するの階梯を與ふるものゝ如く、加之、之れに要するの費用も亦た決して巨額ならずと謂ふへからず、如かず、短期刑を罰すへき微罪小故の者は成るべく監獄の門扉に近寄らしめ、嚴重の條件を付し慎重の訓戒を加へて之を假免するに、改良の望みある者の己れに反省して悔悟する所あらん、其望みなく再び罪を犯すものゝ如きは宜しく直ちに之を捕擒すへし、何れにしても共に是れ匪兇の卵子のみ、既に警察の周到なる猶ほ蜘蛛網を張り詰めたるが如きあり、之を一時、自由界に彷徨せしむるも何の戒虞する所か之れあらんして愈々實行せらるゝに至らば刑法歴史の上に着目すへき一段落を來たすへき事なりと信す

● 囚人ノ教育上教師ノ必要ヲ論ス

痴 獄 漢

西人言ヘルアリ罪犯ハ窮乏ニ起因シ窮乏ハ無教育ニ基クト至言ナル哉凡ソ罪惡ヲ犯シ法網ニ觸レ縲綏ノ辱ヲ受ケテ罔圖ニ呻吟スル者ハ多ク無學無殘ニシテ廉耻ノ何タルヲ知ラス克己勉業ノ重ノスヘキヲ辨セサルニ基因セサルハナシ是レ則チ無教育ノ然ラシムル所ナリ若シ彼輩ニシテ教育ヲ受クレハ廉耻ノ何タルヲ知リ勞働自保セサルヘカラサル所以チモ覺知シ必スヤ職業ヲ求メテ之ニ從事シ能ク乏シカラサルヲ得テ止マン已ニ乏シカラサルヲ得テ生計ニ苦マサレハ誰カ敢テ罪惡ヲ犯シテ法網ニ觸ルハノ愚ヲ取ラン是レ見易シキノ理ナリ又何レノ國何レノ地ヲ問ハス教育ノ擴充スルニ從ヒ罪犯ノ人口ニ比例ノ其數ヲ減却スルハ必然ノ情勢ナルニヨリ罪犯ハ即チ無學ノ徒中ニ生育スルモノタルコトヲ知リ得ヘキナリ我カ内務省出版ノ統計報告書ニ依ルモ罪囚ハ多ク無學者タルコトヲ證明シ得ルナリ今其數ヲ掲ケンニ去ル明治十九年中ニ在ツテ出監セシ全國ノ總囚員ハ實ニ十四

之を監禁して益なく(寧ろ害あるも)之を放任して危害あり(寧ろ多少の裨益あるも)然かも國家に得る所の執行費の爲めに支出すへき巨額の租税を節減し得るにあり、若し能ふへくんに此節減し得たる費用を以て之を他の行刑費の費途に供充し監獄管理法の圓滿完具を計るへしと謂ふにあり立案者曰く此方法ハ既に

英國、白耳義及び北米合衆國

のマサチセツツ並ひにボストンの兩洲に於て之を實行し頗る善良の成績を呈したるものゝ如しと、獨逸に於ても近時此新法を唱和するの學者法律家漸く多く殊に先年、白耳義に開きたる萬國刑法會議に於て大多數を以て之を可決するに至りたる以來一層其氣焰を増加せしめ終に司法大臣をして假免判決論に關する利害得失のある所を普く法律社會に諮問するの止むを得ざるに至らしめたり、本書の則ちリスト氏此諮問に應答するが爲めに立案したるものに係る、聞く所に據れハライプツツヒに於けるウツハ博士及びハイデルベルヒに於けるキルヘンハイム博士の如きの痛く此説に反對する者なりと云ふ、姑らく其大要を記して讀者の參考に供す、若し此新法に

万八千五百五十三人ノ多キコ上リシモ文字ノ讀ミ書キチ爲シ得ル者ハ四万四千十四人ニ過キス爾餘ノ十萬四千百三十九人ニ至テハ全ク無學タルヲ免レス又同二十年ノ出監總囚員十萬六千六百十四人中ニ在ツテ文字ノ讀ミ書キチ爲シ得ル者ハ三万四千五百壹人ニ過キスシテ全ク無學者ハ九万六千六百十三人ノ多キニ居ル又二十一年ノ出監總囚員十壹万六千六百十四人中ニ在ツテハ文字ノ讀ミ書キチ爲シ得ル者貳万九千三百九十貳人ニ過キスシテ全ク無學者ハ八万千貳百十壹人ノ多キヲ占ムルナリ又同統計報告書中懲治人ノ部ヲ閱スルニ去ル明治十九年中ニ入監セシ懲治人ノ總員ハ五百六十七人ニシテ文字ノ讀ミ書キチ爲シ得ル者ハ百九人ニ過キス而シテ全ク無學者ハ四百五十八人ノ多キニ居ル又同二十年中ノ入監總員ハ五百六十九人ニシテ文字ノ讀ミ書キチ爲シ得ル者ハ百五十六人ニ過キサルニ全ク無學者ハ四百六十四人ノ多キヲ占ム又同二十一年ニ在テハ入監總員四百六十九人ニシテ文字ノ讀ミ書キチ爲シ得ル者ハ僅カニ八十三人ノ少數ニ止リ全ク無學者ハ三百八十六人ノ多數ニ上レリ
上文讀ミ書キチ爲シ得ル者ト然ラサル者トハ單ニ其

大數ヲ掲ケラレタルモノニシテ其文字ノ讀ミ書キヲ爲シ得ル者ヲ解剖セハ種々ノ分子ヲ包含シ必スシモ普通ノ教育ヲ受ケタル者ノミナラス或ハ小學校ノ教育ダモ受ケ得ス僅カニ自己ノ姓名ヲ書シ得ルニ足ル者モ其一分子タルヲ免カレサルヘシ又囚人ニ就テハ出監時ノ調査ニ係ルヲ以テ在監中ニ教授ヲ受ケ始メテ文字ノ讀ミ書キヲ爲シ得ルニ至リタル者モ包含スヘシ然ルニ尙ホ文字ノ讀ミ書キヲ爲シ得ル者寡少ニシテ無學者ノ夥多ナルヲ免レサルコト此ノ如シ若シ入監當時ニ就キ調査シタランニハ無學者ノ多キハ更ニ其幾何ナルカヲ知ルヘカラサルナリ於是乎犯罪ハ愈々無學者ニ多クシテ無教育ハ即チ罪犯ノ一源因タルヲ證スルニ足リ得ルナリ夫レ如此罪犯ヲ無教育ニ歸シ無教育ヲ以テ罪犯ノ一源因ト爲スニ於テハ罪犯ヲ豫防シ再犯ヲ防遏スルハ一ニ教育ノ擴充ニアリ語ヲ換ヘテ之ヲ云ハ、教育ハ廉潔ノ何タルヲ知ラシメ職業ノ重シムヘキヲ悟ラシメ能ク人心ヲ矯正スルニ足ル囚人ト雖モ之カ教育ハ決シテ等閑ニ附シ去ルヘカラサルナリ

夫レ然リ而シテ刑罰ノ目的ハ單ニ懲戒苦役ヲ行フノミニアラス即チ之ヲ誘導感化シテ再ヒ罪惡ヲ犯サスルノ理アラザヤ故ニ罪囚ヲ拘禁スルハ獨リ懲戒驅役以テ苦痛ヲ與フルカ爲メノミニアラス兼テ之ヲ誘導感化シ以テ良民タラシムルニアルヤ瞭然ダリ已ニ誘導感化ヲ以テ治獄ノ目的トセハ教育ヲ以テ其本心ヲ矯正セサルヘカラス神心ニシテ改良セザレハ如何ニ其身体ヲ抑制シ懲戒ヲ專ラニナスモ畜ニ感化ノ實ヲ擧ク難キノミナラス却テ反動心ヲ生セシメ益々自暴自棄ノ心ヲ增長セシムルニ足ルノミ加之教育ヲ施サ、ルハ無學文盲ハ依然トシテ無學文盲ニ終リ滿期放免後社會ニ出テ職業ニ從事セントスルモ目ニ一丁ノ字ナク手ニ筆算ノ術ナキカ爲メ就職ノ道ヲ得ルニ難ク適々以テ再犯ヲ養成スルニ至ルノミ教育ノ忽カセニスヘカラサルヲ夫レ此ノ如シ豈輕視スヘケンヤ歐米各國ニ於テハ此ニ見ルアリ監獄内ニ學校ヲ設ケ之ニ專任ノ教師ヲ置キ以テ教育ノ普及ヲ圖ル今二三ノ例ヲ掲ケンニ佛國ニ於テハ無學者ニハ其年齡ニ拘ハラス總テ小學校ノ科目ニ應スル學科ヲ教授ス教師ハ書記看守長ノ内ヨリ撰任ス、白耳義國ニ於テハ師範學校ノ卒業生ヨリ撰拔シテ特ニ教師副教師ヲ置キ專ラ男囚ノ授學ヲ掌ラシメ女囚ノ教師ハ尼ヨリ撰任ス而シテ該地方監獄ニ於テハ囚人ノ年齡ニ拘ハラス

能ク良民タルヲ得セシムルニアリ羅馬法王クレメソト第十一世ハ監獄ノ前門ニ額面ヲ掲ケ之ニ題シテ曰ク「惡人ヲ導クニ感化ヲ用ヒスシテ偏ニ刑罰ヲ以テ之ヲ壓抑セント欲スルハ無用ナリ」後世ニ至リホルド、ベンザム、リービングストン其他有名ナル獄事改良家諸氏ハ獄事ノ改良ヲ論スルニ當リ毎ニ此數語ヲ以テ綱領ト爲セリ又「囚人ハ之ヲ罰スルヨリハ事口之ヲ善ニ歸セシメヨ」トハ常ニ歐米諸學者ノ唱導スル所ニノ米國ノ監獄改良家ナルエ、ドワルド、リービングストン氏ハ「諸囚徒ヲ感化矯正ニ誘導セス夫レチシテ巡環セテ罪囚トナラシムレハ其費ス所ノ金額ヲ定限スルコト能ハサルニヨリ社會ヲ恐怖セシムヘシ」ト云ヘリ以上ハ歐米文明國ニ於テ之ヲ是認シ賴テ以テ治獄ノ主義目的ト爲セシ所ナリ思フニ囚人ト雖モ人類ノ形体ヲ備フレハ其性情ヲ具シ心志ヲ存シ希望ヲ抱キ感覺智識ヲ有スル上ニ於テハ毫モ普通良民ト異ナル所ナカルヘシ只克己制欲ノ念慮ヲ亡失セルノ異ナルノミ例之ハ囚人ハ病者ニシテ固圍ハ病院ナルカ如シ而シテ教育ハ藥石ニシテ罪囚ヲ均禁スルハ猶ホ病者ヲ病院ニ入レテ醫治ヲ施シ藥劑ヲ投スルカコトシ飯食ヘ醫治ノ目的ヲシテ雖モ貴之ニ藥セザ

刑罰六ヶ月以上ノ者ハ總テ從學セシム中央監獄ニ於テハ三十歳以下ノ囚人ニハ必ス從學セシメ三十歳以上ノ囚人ニハ其自由ニ放任スルノ制ナリ普國及英國ニ於テモ專任教師アリ普國ニテハ三十歳以下ノ囚人ニハ必ス從學セシム其教師ハ普通學校ノ教員中ヨリ教授ニ熟練セル者ヲ精選スルノ規定ナリ其他以上ノ諸國ニ於テハ監獄内ニ書籍室ヲ設ケ之ニ修身宗教ニ係ル書籍及地理歴史ノ類ヲ備ヘ置キ在監人ヲシテ見讀セシムルノ便宜ヲ與フ其教育ノ擴充ヲ圖ルコト至レリト謂フヘシ囚人ノ教育ハ獄制ノ改良ニ從テ益必要ヲ見ルニ至ルヤ必セリ其教育ニハ必スシモ高等ノ學科ヲ須ルヲ要セス主トシテ道德ノ大意ヲ悟ラシメ惡習ヲ洗滌シテ其思想ヲ正道ニ傾ケ醜惡不幸ノ地ヲ轉シテ良善快樂ノ域ニ遷ラントスルノ希望心ヲ誘起セシメ又小學校ノ科目ニ均シキ讀書習字美術ノ學科ヲ教授シ他日就職生計ノ助トナサシムレハ足レリトス本邦ニ於テモ授學ノ制アリ懲治人及十六歳未滿ノ囚人ニ讀書習字美術ヲ教ユル是レナリ然レモ年齡ノ制限極テ狹隘ナリ又別ニ教師ナル者ヲ置カス教誨師ナシテ授學ノ職ヲ兼テシム吾人ハ教育ノ必要ヲ認ム尙ホ進ンテ教

育ト授學トチ分離シ授學ニハ專任教師ヲ置キ專ラ之
カ責ニ當ラシメ教誨師ハ一ニ遷善ノ道ヲ講說セシム
ルニ止メ各々其職掌ヲ專一ナラシメント欲スルナリ
抑々授學ハ文學ノ讀方及文學ノ書シ方ヲ教ユレハ可
ナルカ如クナレバ決シテ然ラス之ヲ教授スル上ニ就
テハ間接ニ直接ニ種々ノ駈引ヲ要シ教授方ノ功拙ニ
由テハ大ニ四情ニ關スルヲ以テ最モ其人ヲ得サルヘ
カラス然ルニ各地ノ現況ヲ傳聞スルニ教誨師ハ多ク
寺院ノ僧侶ニシテ日曜日ニ來監說教スルニ過キサル
カ如シ如何シ之ニ授學ノ職ヲ托シ得ヘキ好シ之ニ囑
托シテ相應スルニモセヨ說教上ニハ慣熟スルモ授學
方ハ其習ハサル所ナルヘシ且教誨ノミニテ其責務ハ
重且大ニシテ復タ他ニ兼務スルノ餘地ナキナリ然ル
チ之ニ授學ノ職ヲ兼テシムルハ重荷ニ過キ其職任ヲ
全クスルコト能ハサル必然ナリ或地方ニ於テハ之ヲ
兼テシムルコト能ハサルノ不便アルヲ以テ學業ノ教
授ニハ看守押丁ヲ使用シ教誨師ハ單ニ教誨ノミニ從
事セシムト聞ク教誨師ヲシテ教誨ノミニ從事セシム
ルハ當然ナルヘキモ看守押丁ニ授學ノ事ヲ掌ラシム
ルハ其本務外ナルヲ以テ成規ニ觸ルノ嫌アリ各地
監獄内ノ授學者ハ約チ上陳ノ外ニ出ス面シテ其効驗

チ期セント欲ス豈得ヘケンヤ實効ノ顯ハレサルモ亦
宜ナル哉今日ノ如ク獄事ノ改良ヲ企圖セラル、際ニ
在テハ宜シク先ツ教師ナル者ヲ設置シテ授學ノ任
ニ當ラシメ授學教誨併ヒ行テ車ノ兩輪ニ於ケルカ如
クナラシメサルヘカラス又二十歳未満ノ囚人ハ悉ク
學業ニ從事セシメ教育ノ普及ヲ圖リ其効用ヲシテ益
々多カラシメサルヘカラス如此ニシテ授學其方ヲ得
教誨其術ヲ盡シ本心ノ矯正ヲ圖ラハ始メテ再犯ヲ防
遏シ誘導感化ノ實効ヲ奏シ得ヘシ是レ吾人ノ教育ヲ
以テ必要トナシ教師ノ設置ヲ望ム所以ナリ
因ニ記ス懲治人ハ刑法ノ不論罪ニ係ル者ナレハ之ヲ
待遇スルニハ囚人視スヘキモノニアラサルヘシ隨テ
之ヲ拘禁スヘキ懲治場ハ監獄視スヘキモノナラサヘ
シ故ニ該場ハ監獄ノ區域外ニ特設シテ治獄ノ管理
組ヲ脫セシメ感化院ノ如ク養育院ノ如ク又學校ノ如
織ニ改メ教育ヲ施スヲ以テ主腦トナスヲ要スルナリ
リ歐米各國ニ於テモ其例少カラス是亦懲治場ノ改良
上ニ一大進歩ヲ書スル以所ノ一法ナラン歟

犯罪人

ト題スル伊國トリノ大學教授ロムプロツ氏ノ著作

ハ近年醫學及法學社會ニ於テ非常ノ注意ヲ惹起シ
既ニ歐洲中數國ノ語ニ翻譯セラレ如今途ニ一科ノ
專門學トナルニ至ラントスル傾向アリ故ニ書中有
益ナリト思ハル、數節ヲ漸次抄譯シテ本欄ニ掲ケ
ントス其原書ハ上下二卷アリ上卷ハ五百五十餘頁
下卷ハ四百餘頁ノ浩瀚ナレハ會員諸君ノ瀏覽ニ供
シ得ルハ眞ニ大海ノ一涓滴ナランノミ予ハ先ツ法
學教授フオン、キルヘンハイム氏ノ序文ヲ譯述シ
次テ原著者ノ自序ニ及ヒ以テ略々本書ノ綱領ヲ了
解スルノ機會ヲ得セシメント欲スルナリ幸ニ諒セ
ヨ

明治廿三年八月東京牛込ノ僑居ニ於テ

山東 隱士 識

キルヘンハイム氏序

此書ハ犯罪人ノ記載の博物學ニ係リ既ニ伊語ヲ以テ
數版ヲ重テ且佛語ノ一版ヲ出セリ著者ハ予ニ獨語ノ
翻譯書ニ序セヨトノ榮譽ノ囑ヲナセリ是レ蓋シ人選
ヲ過ラサルナリ如何トナレハ予ハマールブルヒノフ
オン、リススト氏ト共ニ(ロムプロツ氏ノ學宗ニ隸ス
ルニハアラサレトモ)夫ノ希望ヲ夙ニ千八百七十八
年ニ於テ即チ獨國ニ在テハ人ノ之ヲ知ルコト仍ホ稀

レナルニ際シテ熱心ニ觀察シタルヲ以テナリ今ヤ斯
道ノ專門家ノ間ニ於テハ本書ヲ紹介スルコト幾ト徒
勞ニ屬スヘシ是レ其漸次益々世ニ知ラレ刑法講本ノ
弘ク行ハル、モノ、中一トシテロムプロツ氏ノ希望
ヲ概略ナリトモ敘述セサルハナキヲ以テナリベルチ
ル氏、リススト氏、マイエル氏ノ諸書然リト雖モ予ハ
著者ノ需ニ違フコトヲ欲セス即チ敢テ汎ク學問世界
ノ爲メニ數言ヲ序シテ以テ該書ノ特質ヲ顯揚セント
スルナリ予ノ期スル所ハ此犯罪人ニ關スル新學科ノ
如何ナル價位ヲ有スルヤヲ明ニスルニアルノミ
刑法學上ノ難問ハ本世紀ヲ煩擾スルコト當ニ往者ニ
異ナラサルノミナラス恐クハ之レニ一籌ヲ贏スルナ
ラン文明ノ度倍々増進スルノ時代ハ同時ニ犯罪ヲ増
加スルノ時代ナリ文明ノ利器一步ヲ進ムレハ諸般害
用ノ機モ隨テ進歩スルモノナリ人世ノ何レノ局部ニ
於テモ刑法ノ如ク明ニ時勢ノ作用ヲ徵スヘキハナシ
則チ刑法ニ於テハ譬令ヒ曇リタリトモ夫ノ變遷極ナ
キ文明ノ鏡影ヲ見ルヘシ夫ノ轉帳盡クルコトナキ人
世ノ思考感覺スル所ト最モ密著スル關聯ヲ察スヘシ
民法上ノ見解ハ頑乎トシテ幾百年間變スルコトナク
刑法ハ軟弱ニシテ國民生活ノ動靜チ一トシテ感セサ

恰モ此點ニ於テ専門家ノ意見相懸隔スルコト實ニ甚シキニアラスヤ凡ソ事ノ基礎及原則問題ニ就テ吾人ハ最も不同ナル議論ヲ聞クナリ先ツ幾多ノ法學々理家ハ刑法ヲ純然タル法理的形態論理的ノ學問ト見做シ宛モ彫琢學者ノ「リブリテリビレス」(羅馬律中ノ刑事ノ書)ヲ又ハ獨逸ノ教務大法官カルアツオヴノライプチヒ陪審裁判所ノ宣告ヲ説明シタルニ異ナラス解説辨明チ是レ事トスルナリ之ニ反シテ監獄當局者ノ主張スル所ハ寛チ經トシテ慈チ緯トスルニアリ眼中感化ノ一語ノ外アラサルナリ

(未完)

●在監人月末現在表 廿三年四月三十日

[illegible]

譯

大分	佐賀	熊本	鹿兒島	沖繩	集東	治宮	監三	總計
一〇二九	四八七	八五八	五七五	二〇八	九〇一	六二八	一五四〇	五九二一
一八〇	一〇四	一一九	六九	二二	二二	二二	二二	八、五一九
二	二	二	二	二	二	二	二	二二九
五	一	三	二	一	一	一	一	八八六
四	五	二	三	四	一	一	一	三六九
一、二一九	五九九	九八四	五八九	六七三	二二二	六二八	一、五四〇	六、二二四

翻譯

伯爵ゾードグレイ氏著

普國獨國憲法及行政法袖珍抄譯

蘇南陳生

教育事業

第一 總論

第二百八十三條 貧窮トハ缺クヘカラサル生活必要

又警察ハ夫婦、親子若クハ私生兒ト其母トチシテ預メ査定スル所ニ從テ互ニ衣食ヲ給セシムルコトヲ得ヘシ

(未完)

リヨン予氏普國々法中刑及刑ノ執行ト稱スル一節抄譯

坡上漁史

ルハ上記ノ如ク首トシテ貧民教育ノ事業ニシテ警察ノ之ニ關シテ負擔スル所ハ一時無宿者ヲ救助シ及救護ヲ要スル者ノ爲メニ猶豫スヘカラサル第一着手ノ媒介的扶助ヲ與フルニ過キサルナリ是故ニ貧民警察ハ制止的警察ヨリハ寧ロ豫制的警察ニ屬シ一般ノ警察事業ニ同ク亦多端ナルモノニシテ貧窮ノ原因過失ヨリ將來スルニアラスシテ不幸ニ根スルト過失ヨリ將來シテ違法ニ根スルトニ從テ各別ナリ不幸(物價ノ狂騰、事業ノ變動、工業ノ墜塞、傳染病)ノ防禦ハ警察ノ特務就中營業警察及衛生警察ノ境域ニ屬ス貧民警察ニ在テハ貧窮ノ危險ヲ包藏スル違法ヲ防禦スルヲ以テ職分トス

法律ハ無目的の又ハ無職業ニテ徘徊スルコト(流轉及浮浪)自身又ハ家族ヲシテ乞丐セシムルコト、賭博、耽酒、及懶惰ノ爲メニ家族ヲ遺棄スルヲ、公費ノ救助ヲ受クル者ノ職業ヲ怠タルコト及過失ヨリ招キテ無宿トナルコトヲ禁セリ此禁令ノ違反ニハ拘留ノ制裁アリ又此種ノ處罰者ハ別ニ之ヲ改悛スル目的ヲ以テ工役場ニ入レ又ハ之ヲ強迫シテ公共ノ工事ニ從事セシメ其外國人ニ係ル者ハ之ヲ追放スルコトヲ得ヘシトナセリ

品(即チ衣食住)ノ匱乏不足ヲ謂フ一個人自ラ濟ヒ得サルニ至ルトキハ國家ハ補助シツ、之ニ關涉セサルヘカラス此事顯ハレテハ慈善心ト行政トノ負擔スヘキ所トナル如何トナレハ人ノ缺乏スルニ方リテハ法律ヲ顧ミルニ違ナク是故ニ數々犯罪ノ誘因ヲ爲スコトアルヘケレハナリ國家ノ施スヘキ救助ニ途アリ國家ハ人ノ貧窮ニ陷ルチ可及的豫防セサルヘカラス然レトモ其既ニ貧窮ニ陷ヒルニ至リタル時ハ之ヲ匡救シ若クハ設トヒ匡救シ能ハサルモ可及的害毒ヲシテ大ナラサラシメ且救助ヲ要スル者ニ必要ナル扶持ヲ缺クコトナカラシメ注意セサルヘカラス前者ノ施措ハ貧民警察ノ目的タリ後者ノ施措ハ貧民教育ノ事業ナリ國家ハ直接ノ救助ヲ與フヘキ義務アルコトナシ國家ハ特ニ立法上救助ノ義務ヲ制定スヘク而シテ監督上其實行ヲ視察スヘキモノナリ直接ノ救助ハ國家ノ非常ノ窮迫ニ際シテノミ與フヘキモノトス臨時ノ小救助ハ別ニ法律上ノ義務ヲ規定スルニアラスシテ高等行政官司ノ使用權ニ屬スル慈善資金中ヨリ之ヲ附與スルナリ

第二 貧民警察

第二百八十四條 既ニ貧窮ニ陷落シタル者ヲ救助ス

獄監ノ中央主管ハ現今一途ニ在ルニアラスシテ內務ト司法トノ兩省ニ於テ之ヲ分管セリ(城塞禁錮監ノ事務ハ陸軍省ニ屬セリ)(中略)國王陛下ノ特命ニ基テ發セブレタル一千八百零九年十月二十六日ノ指令ヲ以テ左ノ如ク定メタル曰ク事ノ一途ト懲役及懲治監(此等ノ典獄ハ從來司法省刑事局ニ附屬スル所ナリシ)事務ノ管理トチ上進セシメンカ爲メ此等諸監ノ事務ヲ以後經理及ヒ會計上ノ關係ニ於テハ地方廳ノ總括ニ歸シ地方司法衙ノ交渉ハ單ニ刑ノ執行上ノ注意ト囚徒ノ處遇上法則ニ違ハサルヲ就テ協力スルニ限ルモノトス而シテ此目的ノ爲メハ地方司法衙ヲシテ何時タリハ前記諸監ノ検査ヲ行フヲ得セシムヘシト又一千八百二十九年十二月十七日ノ司法省回達指令ヲ以テ尙一年二回內務所轄ノ監獄チ地方廳

六十

翻譯

六十一

ト上等裁判衙トノ混制委員ヲシテ検査セシムルヲチ規定セリ然レハ一千八百三十六年十一月二日及十二月八日ノ指令ヲ以テ懲役監ノ検査ニハ上等裁判衙ノ交渉スルヲ廢止スト制定セリ「一千八百四十年四月廿九日ノ敕令ニ據リ一千八百四十年八月八日ノ司法省回達指令ヲ以テ規定シテ日上等裁判所刑事局長ヲシテ毎年一度管内懲役監ノ検査ヲ紀律并服役ニ關シテ行フヘキ義務ヲ負ハシム然レトモ此檢閲ノ可及の地方廳ハ検査都員ト共同シテ之ヲ行ヒ其際懲役監ノ現狀ヲ詳細ニ知得シ次テ其意見ヲ當該地方廳ニ報告スヘシト而ノ此一千八百四十年八月八日ノ回達指令ハ爾後一千八百八十年五月五日ノ司法省回達指令ヲ以テ左ノ如ク改正セラレタリ曰ク控訴裁判所刑事局長ニ委任セラレタル内務省所管懲役監檢閲ノ事ハ爾後上等檢事ノ所掌ニ歸シ而ノ上等檢事ニハ懲役監并ニ禁錮監ニ之ヲ檢閲スル爲メニ進入スヘキ無制限ノ權利ヲ附與シ若クハ上等檢事ヨリ公然之ヲ照會スルハ地方廳ヨリ共同檢閲ノ爲メニ委員ヲ差スヘシト而ノ一千八百八十年五月十八日ノ内務省回達指令ヲ以テ地方廳ハ相當ノ訓令ヲ發セラレタリ又一千八百零二年二月十四日ノ回達指令ニ據リ懲役監與獄

トスル所ナルヘシト又此問題ニ就テ議會院一千八百六十八年一月十三日ノ議員ウキンドホルスト氏ノ否決ニ係ル議事及同院一千八百六十八年一月二十一日ノ同氏建議(可決)ニ係ル議事ヲ參照スヘシ曰ク刑ノ執行ニ關スル懲役監懲治監并禁錮監全体ノ事務ヲ舉ケテ之ヲ司法省ノ主管ノ下ニ合一スヘキ目的ニ必要ナル結構措施ヲ開クヘキヲ政府ニ要求スヘシト一普漏西、ボーセンボムメルン、ジエレーツエン、プランデンブルヒ、ザクセン及ウエストファーレンノ諸州ニ於テハ司法監獄(未決囚負債囚及單ニ禁錮ノ宣告ヲ受ケタル既決囚ノ監獄)ハ悉ク司法省ノ管掌ニ屬セリ而ノ内務省ノ管掌ニハ之ニ反シテ總テノ懲役監即チ懲役ノ刑ヲ執行スヘキ監獄及大ナル中央禁錮監(例之ハコントブス及ハムニ於ケルカ如キ即チ三月月若クハ六ヶ月以上ノ禁錮ノ刑ヲ執行スヘキ監獄禁錮スルナリ)(此等監獄ノ表ハ一千八百五十四年度普漏西王國使覽等ヲ參照スヘシ又ホーヘンツォルレルン諸國ニ於テハ二個ノ懲役監アリ其一ハ男囚ノ爲メニ一ハ女囚ノ爲ニ設タル所ニシテ而ノ懲役禁錮并懲治監トモノ使用セラル、所ナリ此二者ノ管掌ハシグマリシゲン縣ニ屬セリ又内務省ノ管理ニ屬スル

ノ負擔スル所ニシテ「クリミナルオルドスング」(法律)第五百六十九條ニ於テ是認セラレタル所ノ懲役監囚徒四年を表ヲ司法省ヘ進達スヘキ規定ハ一千八百三十六年十二月二十四日ノ敕令ヲ以テ廢止セラレ今ハ當内務省ヘノミ之ヲ報告スヘキモノトセリ(一千八百三十九年一月十日内務省回達指令)又キヨルン上等裁判所管轄内ニ於テハ裁判衙及檢事ハ固有ナル懲役監處務ノ監督ニ毫モ關涉セサルモノトセリ(一千八百三十九年三月五日ノ内務省回達指令ヲ參看スシ)禁錮監及懲役監全体ノ主管ヲ一途ニ歸スヘシトノ意見ハ再ヒ近來世ニ出テタリト雖モ然レハ未タ今日マテ實行ニ至ラス(一千八百五十五年三月六日ノ第二院(國會)委員ノ報告大畧左ノ如シ曰ク今日ノ如ク一部ハ行政一部ハ司法官衙ニ屬シ一途ノ主管ヲ關如スルコトハ大ナル不都合ト見做スヘシト本項ニ就テハ議員ウエンツェル氏ノ意見ヲ參照スヘシ然レハ同氏ハ司法省ノ下ニ屬スルコトハ不便ナリト謂ヘリ云々之ニ反シテベール氏ハ論シテ曰ク獄務全体ノ構成及監督ヲ行政ニ委任スルコトナクシテ判決ニ適當スル自由刑法律上ノ執行ニ必要ナル信任ヲ保拂スルカ爲メニ司法衙ニ委任スヘキコトハ公正ナル法意ノ要件

監獄ノ構成ニ就テハ一千八百七十年出版萬國監獄ト題スル書并同書ノ摘要ヲ摘載セル一千八百七十年普漏西王國使覽等ヲ參看スヘシ)東部諸州ニ於テ此關係ニ於テ例外ナナスハ柏林政府ト幾分カブレスラウニ於ケル大禁錮監ト是レナリ其外現今當内務省ノ管理ノ下ニ屬スルハシンデン縣ノ小禁錮監ノ過半ナリ是レ該地方ノ當外國ニ附屬セシ時代ヨリ因襲スル所ナリ)ラインプロフヒンツ州ノ特有ナレ毒戍ヲ具有スルノ一ハウエルデン、トリール及キヨルンノ懲役監ノ外諸他大小ノ禁錮内務省ノ主管ニ委セラル、コ是レナリ只中ニ就テハム上等裁判所ノ管轄ニ屬スルグニツセルドルフ縣ノ一部分ニ於ケル小禁錮監ノ此例外ナナスアルノミラインプロフヒンツ州ニ固有ナルコトハキヨルン上等裁判所ノ管轄區域(例之ハアーヘン、ツエツセルドルフ、コブレング等ニ於テ内所ニ在、拘留監及懲治監ニ於テ懲役囚ヲ除キ各種ノ囚徒(警察囚、未決囚、負債囚、禁錮囚等)ヲ拘禁スルコト是レナリ(一千八百六十一年五版内務省所屬普漏西王國懲役監及禁錮監ニ關スル公報ノ摘要ト題スル書ヲ參照スヘシ)一千八百六十六年普漏西王國ニ併合セル諸國ニ於テハ司法獄ハ司法省ノ監督ニ屬シ(一千

八百六十七年七月二十五日ノ公布ヲ參看スヘシ。當時當司法省ニ屬スル所ノ懲役監ハ内務省ニ轉屬スヘキコトナリ。ハノゾフエル州ニ於テハ一千八百五十二年十月四日ノ司法省及内務省ノ報告ニ據リ懲役監、警察工役場及禁錮監ノ監督ヲ内務省ヨリ司法省ニ轉屬セラレタリ又本文一千八百六十七年七月二十五日ノ公布ニハ此轉屬ヲ實施スヘキ期限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムヘシト規定セラレタリト雖モ今日迄未タ其勅令ヲ變セラレス。

司法獄ノ監督ハ司法大臣ノ監督ヲ受ケテ該上等裁判所管轄區ノ上等檢事之ヲ行ヒ禁錮監典獄ノ所掌ハ地方裁判所々在地ニ在リテハ上席檢事而シテ他ノ地方ニ在リテハ區裁判官（數人ノ裁判官アル區裁判所ニ於テハ若シ特別ナル規定アルニアラサレハ監督ヲ有スル裁判官）之ヲ指揮ス其管轄區域廣大ナル數多ノ禁錮監ニ在テハ司法大臣ヨリ特別ノ典獄ヲ任命ス之ニ反シテ内務省ノ主管ニ屬スル所ノ懲役監及禁錮監ノ監督ハ地方廳若クハ知事ニ屬シ市町村所在警察獄

ノ監督モ同ク亦地方官ニ屬スルナリ（伯林及其警察管區内ニ於テハ監視廳兼テ地方廳タルヲ以テ其監督ニ屬ス又キヨルン上等裁判所管轄區ニ於テハ總テ禁錮監モ内務省ノ主管ニ屬シ地方廳ノ監督スル所ナリ然レトモ豫審判事ハ拘留監所在ノ未決囚ヲ毎月一回視察スヘキ義務ト權利ト有セリ而シテ陪審裁判長ハ其開廷期日内ニ少クモ一回司法獄中ニ繫留セル刑事被告人ヲ巡視スヘキ權利義務ヲ有ス而シテ此兩者ハ豫審上若クハ判決ヲ容易ナラシムル爲メニ必要又ハ便利タルヘキ指圖ヲナスノ權利義務アリ又ハノゾフエル州ニ於テハ懲役監及懲治監州知事ノ主管ニ屬ス又現今專ラ警察上拘留スル者ヲ收容スルタメニ設置スル所ノ警察獄ハ各警察廳ニ於テ之ヲ保存シ若シクハ之ヲ爲メニ他ノ官廳ト聯絡セサルヘカラス此種監獄ノ事務等ニ就テハ一千八百三十三年十一月十四日及一千八百三十六年九月十九日内務省回達指令并拙著警察法ヲ參考スヘシ）

（未完）

第二回 稟告

元警視副總監綿貫吉直君ノ器宇宏度ニシテ風ニ正義ヲ尚ビ毅風ヲ重シ只國家アルヲ知リテ我身ヲ知ラス其忠實群類ヲ出テツハ余輩ノ平素感歎措ク能ハサル所ニシテ殊ニ君ガ我國警察官トシテ雲井ノ變ニ佐賀ノ亂ニ西南ノ役ニ毎大義勇精誠性命ヲ擲チ幾多ノ辛酸ヲ經テ偉大ノ勳功ヲ奏セシハ實ニ前古比類ナキモノト云フヘシ此ニ於テ余等警察ニ於テ其書師ハ素ヨリ料紙印刷方等モ念ニ念ニ加ヘ願ル完美ナル肖像ヲ印刷シ君ガ一生ノ事蹟ヲ細述セル左ノ長篇ヲ題シ發刊以テ同志ニ頌タント欲シ今爰ニ石版師ニ其見積書ヲ徴セシニ即チ左ノ通りナリ若シ余等ト同感ノ諸君モアラハ來ル九月廿五日迄ニ余等ヘ御一報アレ即チ一同取東ノ之レガ印刷ナサシム

但シ其御申込書ニハ紙質御明記アレ

福岡縣警察本部

明治廿三年八月 中原尙雄 鈴木弘一
龍岡篤敬 松井茂久
中島彦太郎 横山常樹
高木隆美

元警視副總監綿貫吉直君精畫肖像石版摺立並ニ郵便稅見積書

壹部 刷立代

一部	九錢以下	八錢以下	八錢以下	七錢以下	全上
皮厚手一號	全上二號	全上三號	精良ナル	上等紙	上等絹
皮厚手一號	全上二號	全上三號	精良ナル	上等紙	上等絹
皮厚手一號	全上二號	全上三號	精良ナル	上等紙	上等絹
皮厚手一號	全上二號	全上三號	精良ナル	上等紙	上等絹
皮厚手一號	全上二號	全上三號	精良ナル	上等紙	上等絹
皮厚手一號	全上二號	全上三號	精良ナル	上等紙	上等絹
皮厚手一號	全上二號	全上三號	精良ナル	上等紙	上等絹
皮厚手一號	全上二號	全上三號	精良ナル	上等紙	上等絹
皮厚手一號	全上二號	全上三號	精良ナル	上等紙	上等絹

郵便費

右郵便費ハ印刷局精製雁皮厚手壹號ノ分ニテ計算シタルモノナリ他ノ料紙モ大同小異ニ付御推了チ乞フ一代費ノ後ハ三百部以上四百部以下ノ處ニテ計算致候向此上部數嵩メハ嵩ム程低廉ニ仕リ可申候

其勅令ヲ變セラレス

司法總局 監督ハ司法大臣ノ監督ヲ受ケテ該上等裁判所管轄區ノ上等檢事之ヲ行ヒ禁錮監典獄ノ所掌ハ地方裁判所々在地ニ在リテハ上席檢事而シテ他ノ地方ニ在リテハ區裁判官(數人)ノ裁判官アル區裁判所ニ於テハ若シ特別ナル規定アルニアラサレハ監督ヲ有スル裁判官)之ヲ指揮ス其管轄區域廣大ナル數多ノ禁錮監ニ在テハ司法大臣ヨリ特別ノ典獄ヲ任命ス之ニ反シテ内務省ノ主管ニ属スル所ノ懲役監及禁錮監ノ監督ハ地方廳若クハ知事ニ属シ市町村所在警察獄

豫審上若クハ判決ヲ容易ナラシムル爲メニ必要又ハ便利タルヘキ指圖ヲナスノ權利義務アリ又ハンノーフニ州ニ於テハ懲役監及懲治監州知事ノ主管ニ属ス又現今專ラ警察上拘留スル者ヲ收容スルタメニ設置スル所ノ警察獄ハ各警察廳ニ於テ之ヲ保存シ若シクハ之カ爲メニ他ノ官廳ト聯絡セサルヘカラス此種監獄ノ事務等ニ就テハ一千八百三十三年十一月十四日及一千八百三十六年九月十九日内務省回達指令并拙著警察法ヲ參考スヘシ

(未完)

第二回 稟告

元警視副總監綿貫吉直君ノ器宇安度ニシテ風ニ正義ヲ尚ビ毅風ヲ重シ只國家アルヲ知リテ我身ヲ知ラス其忠實群類ヲ出テシハ余輩ノ平素感歎措ク能ハサル所ニシテ殊ニ君ガ我國警察官トシテ雲井ノ變ニ佐賀ノ亂ニ西南ノ役ニ每次義勇精誠性命ヲ擲チ幾多ノ辛酸ヲ經テ偉大ノ勳功ヲ奏セシハ實ニ前古比類ナキモノト云フヘシ此ニ於テ余等縣ニ於テ其書師ハ素ヨリ料紙印刷方等モ念ニ念ニ加ヘ煩ル完美ナル肖像ヲ印刷シ君ガ一生中ノ事蹟ヲ細述セル左ノ長篇ヲ題シ發刊以テ同志ニ頒タント欲シ今爰ニ石版師ニ其見積書ヲ徵セシニ即チ左ノ通りナリ若シ余等ト同感ノ諸君モアラハ來ル九月廿五日迄ニ余等ヘ御一報アレ即チ一同取束テ之レガ印刷ヲナサシメム

但シ其御申込書ニハ紙質御明記アレ

福岡縣警察本部

明治廿三年八月
中原尙雄 鈴木弘一
龍岡篤敬 松井茂久
中島彦太郎 横山常樹
高木隆美

同縣福岡警察署
三々尻忠吾
同縣飯塚警察署
内田田収
同縣直方警察署
十時參吉郎

安松虎雄

元警視副總監綿貫吉直君精畫肖像石版摺立並ニ郵便稅見積書

壹部 刷立代		郵便費	
一部	九錢以下	八錢以下	八錢以下
皮厚手一號	全上二號全上三號	精良ナル上等紙	上等繪絹上等紙
仙紙	上全上	卅七錢以四拾五錢以下	六枚拾三貳拾迄 六枚拾三貳拾迄 貳錢四錢六錢

右郵便費ハ印刷局精製厚手壹號ノ分ニテ計算シタルモノナリ他ノ料紙モ大同小異ニ付御推了ナク

一代價ノ義ハ三百部以上四百部以下ノ處ニテ計算致候向此上部數嵩メハ嵩ム程低廉ニ仕リ可申候

一御注文ハ紙又ハ絹等取り交ヘラレ候共少シモ差支無之前旨ノ代價ニテ御請台申上候

一石版ノ大サハ可成大キテ致度候得共石面ニ限リアル義ニ付極大石即 價銀凡ハ五寸ノ分ニテ摺立可申候

一肖像畫キ方ハ西畫ニ有名ナル縣立中學館藏館畫學教師吉田嘉三郎氏ニ頼ミ題詩ハ書家ニテ名高ク殊ニ諷書ニ妙手ナル水野香臨氏ニ囑シ執レモ充分精ヲ凝シテ揮毫セシメ此謝禮ハ弊堂ヨリ相當仕拂可申候

申候

一遠方ノ御方ハ博多郵便局ヘ御振込マセ被下度候尤モ郵便切手ニテモ代用差支無之候

一但シ遠方ヨリ御注文御座候ハ追テ代價確定ノ上可申出ニ付是非前金御送附不相成テハ送不難仕候

一紙巾ノ廣キ方御望ノ人ニハ通連ニテ御送り方取計可申候

右御請台申上候也

明治廿三年八月

福岡縣博多中島町
清華堂 吉松惣之助

○警察官ニ要スル資格及學科ト技藝
トヲ問フ

○犯罪人(承前)

○建築警察ノ特ニ目下ニ緊切ナル所
以

○看守所及刑務所ニ關スル
門外漢論

○蘇南生編
山東醫士

●問答

會員 大熊和郎

警 察 監 獄 學 會

揮劍揚言敢敗績。再呼大喝令追擊。賊軍錯信應聲馳。其傍無復一人敵。君獨愴然踞深巖。徐徹微章晦其蹤。自抽秋水刻其頭。腕痛髻支不能終。跳身即投激流迅。河伯有意援英俊。水淺身長不沈沒。泛々里許任流進。會見短艇繫渡頭。偶然乘此下中流。深更闕寂群動息。四野蕭索只添愁。仰望則星光炯々。伏聽則水聲哀哽。皇天未捨其精忠。比曙有人救其害。異日賊魁退廢城。銳鋒難當決死兵。恰如狂獅負傷怒。肉薄來擊君不驚。賴有巡查未離散。固據米廩振一腕。夙夜劇鬪汗血流。壯烈雄膽服慄悍。嗟子蘭蕙易凋萎。名士動輒與世差。今君仙遊化鶴去。傷心斷腸不勝悲。

第一回ノ稟告書ニ在リシ題詩中ニハ、奮然跳身入洞井。ノ句有之候右ハ作者當初ノ取調粗漏ニテ全ク流水ニ投セラレシ間違ノ由ニテ此節柳川ナル同君ノ賢息洋次郎氏ヨリ同君ノ生前ニ親シク聞キ居ラレシ其節ノ模様ヲ殘ル隈ナク細録セシ傳記ヲ抜抄シテ郵報セラレシニ付今般ノ題詩ハ大ニ更訂増補シタリ

此ノ肖像ハ客年君ガ京地ニ
 テ撮影セラレシ大形ノ
 寫眞ヲ原本トス

肖像
 像

佐中兵事陸宮議亮老元
 監總副親醫元
 等三勳位四正一
 像肖君直吉貫綿故

著書

縦二尺〇五分
 横一尺五寸二分
 他府縣等ヨリ注文
 ニテ郵便ニ附スル
 分ハ郵便規則ノ制
 限ニ従ヒ横ハ一尺
 二寸トス併シ是一
 テモ釣合ハ決シテ
 不可ナキ様調製ス

飛田 三郎

◎ 雜錄

●問答